



神奈川県

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課

# 平成 30 年度 神奈川県社会環境実態調査結果

平成 31 年 2 月

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課

# 目次

I 調査の概要	3
II 調査結果	5
1 カラオケボックス	
(1) 調査実施店舗数	5
(2) 営業時間（深夜営業の状況）	5
(3) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）	6
(4) 客席の状況（個室の見通し、個室の鍵）	7
(5) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組	8
2 インターネットカフェ・まんが喫茶	
(1) 調査実施店舗数	10
(2) 営業区分	10
(3) 営業時間（深夜営業の状況）	11
(4) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）	11
(5) 客席の状況 （ペアシートの有無、ペアシート内部の外部からの見通し、ペアシート内の鍵）	12
(6) 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）	13
(7) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組	14
3 書店	
(1) 調査実施店舗数	16
(2) 営業時間（深夜営業の状況）	16
(3) 有害図書類等の取扱い	17
(4) 有害図書類等の区分陳列	19
(5) 有害図書類等取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	22
III 単純集計一覧表	25
IV 実施要領・調査要領	31

図表 1-1	カラオケボックス調査実施店舗数（地域別）	5
図表 1-2-1	カラオケボックスの営業時間（深夜営業の状況）	5
図表 1-2-2	カラオケボックスの営業時間の推移	6
図表 1-3-1	条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）	6
図表 1-3-2	条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移	7
図表 1-4-1	カラオケボックスの客席の状況	7
図表 1-4-2	カラオケボックスの客席状況の推移	8
図表 1-5-1	カラオケボックスにおける未成年者の喫煙飲酒防止の取組	8
図表 1-5-2	未成年者の喫煙飲酒禁止の表示を行っている店舗割合の推移	9
図表 2-1	インターネットカフェ・まんが喫茶調査実施店舗数（地域別）	10
図表 2-2	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分	10
図表 2-3	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間の推移	11
図表 2-4-1	条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）	11
図表 2-4-2	条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移	12
図表 2-5-1	インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況	12
図表 2-5-2	ベアシートの状況	13
図表 2-6-1	自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）	13
図表 2-6-2	自主規制の実施状況の推移	14
図表 2-7-1	インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者の喫煙飲酒防止の取組	14
図表 3-1	書店調査実施店舗数（地域別）	16
図表 3-2	書店の営業時間（深夜営業の状況）	16
図表 3-3-1	有害図書類等【本・雑誌等】取扱いの有無	17
図表 3-3-2	有害図書類等【本・雑誌等】取扱状況の経年比較	17
図表 3-3-3	有害図書類等【映像ソフト】取扱いの有無	18
図表 3-3-4	有害図書類等【映像ソフト】取扱状況の経年比較	18
図表 3-4-1	有害図書類等【本・雑誌等】区分陳列の実施状況	19
図表 3-4-2	有害図書類等【本・雑誌等】区分陳列の実施状況の推移	20
図表 3-4-3	有害図書類等【映像ソフト】区分陳列の実施状況	20
図表 3-4-4	有害図書類等の区分陳列方法	21
図表 3-5-1	有害図書類等【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	22
図表 3-5-2	有害図書類等【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示の推移	22
図表 3-5-3	有害図書類等【映像ソフト】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	23

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や神奈川県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、県と市町村が協力して調査を行うものです。

平成30年度は、カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶及び書店を対象に調査を行いました。

## 2 調査期間

内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）を含む平成30年7月～9月を主な調査期間としています。

## 3 調査実施店舗数

県内全域

(1) カラオケボックス	328 店
(2) インターネットカフェ・まんが喫茶	97 店
(3) 書店	78 店

※ (1)(2)については、県や市町村で把握している店舗数、(3)については、平成28年度（前回）調査で有害図書類等の取扱いがあった店舗74店及び県や市町村で把握した新規開店等の店舗2店

## 4 調査方法

市町村の青少年主管課職員や、地域で青少年の健全育成活動に取り組んでいる青少年育成関係者（青少年指導員、青少年相談員、少年補導員、街頭指導員等）が管内の調査対象店舗を訪問し、調査票に基づき実施しました。

## 5 調査項目

### (1) カラオケボックス

- ① 店名、所在地
- ② 営業時間（深夜営業の状況）
- ③ 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）
- ④ 客席の状況（個室の見通し、個室の鍵）
- ⑤ 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

### (2) インターネットカフェ・まんが喫茶

- ① 店名、所在地
- ② 営業区分
- ③ 営業時間（深夜営業の状況）
- ④ 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）
- ⑤ 客席の状況（ペアシート等の有無、個室の見通し、個室の鍵）

- ⑥ 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）
- ⑦ 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

### （3）書店

- ① 店名、所在地
- ② 営業時間（深夜営業の状況）
- ③ 有害図書類等<sup>\*</sup>の取扱いの有無（本・雑誌等、映像ソフト）
- ④ 有害図書類等の区分陳列実施状況及び陳列方法（有害図書類等取扱い店）
- ⑤ 18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（有害図書類等取扱い店）

※有害図書類等…条例に定める有害図書類の他に成人向け図書類（青少年の健全育成を阻害するおそれがあるものとして、図書類販売業者等がビニール包装等の閲覧防止措置をとっているもの）も含む

## 6 主な調査結果

### （1）カラオケボックス

- 調査実施店舗 328 店のうち「24 時間営業」の店舗が 58 店（17.7%）と、平成 28 年度（前回）調査（17.8%）からほぼ横ばいとなっている。
- 条例で定める「18 歳未満深夜立入禁止の表示」は、深夜営業（「24 時間営業」又は「23 時以降閉店」）を行っている店舗 323 店のうち 310 店（96.0%）で実施されていた。
- 客席の状況については、調査実施店舗 328 店のうち「室内が見通せる大きさの窓」がある店舗は、321 店（97.9%）、「個室の鍵」がない店舗は、312 店（95.1%）であった。

### （2）インターネットカフェ・まんが喫茶

- 調査実施店舗 97 店すべてが 24 時間営業であった。
- 条例で定める「18 歳未満深夜立入禁止の表示」は、90 店（92.8%）で実施されていた。
- 努力義務である「フィルタリング等の措置」は、73 店（75.2%）で実施されていた。
- 客席の状況については、「2 人以上で利用できるブース席（ペアシート）」のある店舗が 87 店（89.7%）あり、そのうち、「ペアシート内部の外部からの見通し」が可能な店舗が 64 店（73.6%）、「ペアシート内の鍵」がない店舗が 70 店（80.5%）であった。

### （3）書店

- 調査実施店舗 78 店のうち 65 店で本・雑誌等の有害図書類等を、13 店で映像ソフト（DVD 等）の有害図書類等を取り扱っていた。
- そのうち、本・雑誌等の有害図書類等を取り扱う店舗では 50 店（76.9%）で、映像ソフトの有害図書類等を取り扱う店舗では 9 店（69.2%）（不明分含む。区分陳列の有無が判明している店舗（9 店）では 100%）で区分陳列が行われていた。
- 条例で定める「18 歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」は、本・雑誌等の有害図書類等を取り扱う店舗では 53 店（81.5%）、映像ソフトの有害図書類等を取り扱う店舗では 12 店（92.3%）で実施されていた。

〈注意〉 報告書中の表記について

- ・ 条例に基づく措置等の経年変化については、調査年次における調査実施店舗数が同一ではないため、実施率の推移を示した。
- ・ 結果数値は、断り書きのない限り、小数点以下第 2 位で四捨五入しているため、回答比率の合計が 100%に一致しないことがある。

## Ⅱ 調査結果

### 1 カラオケボックス

(平成2年調査開始)

#### (1) 調査実施店舗数

カラオケボックスの調査実施店舗数は328店(平成28年度(前回)調査359店)で、県内33市町村のうち22市町で調査を行った。

図表1-1 カラオケボックス調査実施店舗数(地域別)

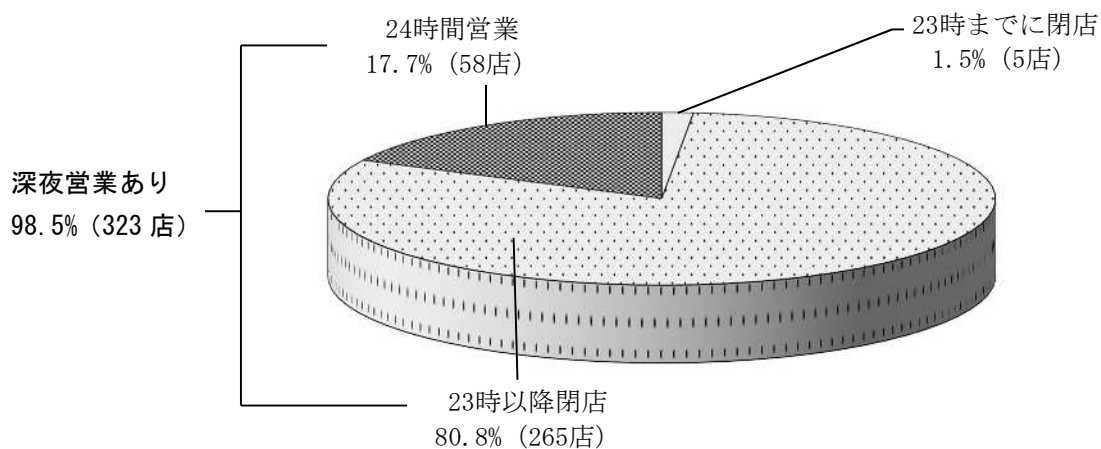
地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	県西	合計
30年度	132	50	28	54 (21)	51	13	328
28年度	141	59	29	60 (21)	56	14	359
26年度	135	62	30	65 (26)	56	14	362

(店)

#### (2) 営業時間(深夜営業の状況)

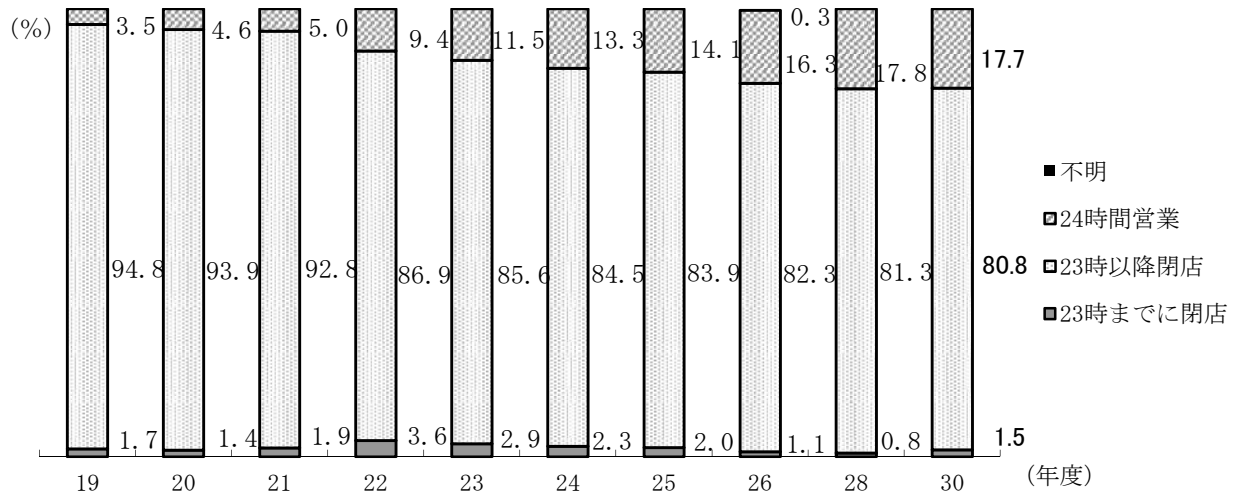
カラオケボックスの営業時間は、「23時以降閉店」が80.8%(265店)で最も多く、次いで「24時間営業」17.7%(58店)、「23時までに閉店」1.5%(5店)で、深夜営業を行っている店舗は、「24時間営業」と「23時以降閉店」を合わせた98.5%(323店)であった。

図表1-2-1 カラオケボックスの営業時間(深夜営業の状況) (N=328)



また、営業時間について調査を開始した平成19年度以降の推移を見ると、24時間営業の店舗割合は増加傾向となっている。

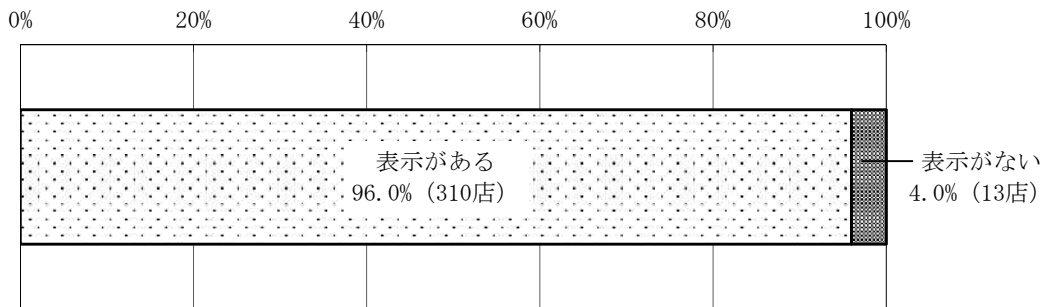
図表 1-2-2 カラオケボックスの営業時間の推移



(3) 条例に基づく措置 (18歳未満深夜立入禁止の表示)

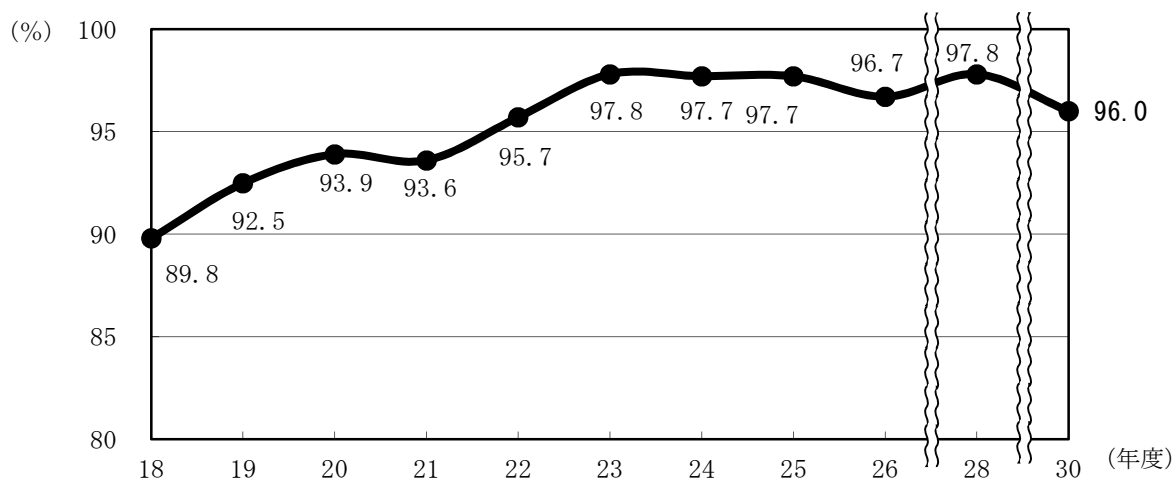
条例に規定されている「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は、深夜営業を行っている店舗 323 店のうち 96.0% (310 店) (平成 28 年度 : 97.8%)、行っていない店舗は 4.0% (13 店) (平成 28 年度 : 2.2%) であった。

図表 1-3-1 条例に基づく措置 (18歳未満深夜立入禁止の表示) (N=323)



「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗の推移を見ると、平成18年度以降約9割と高い水準で条例が遵守されている。

図表1-3-2 条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移 —表示がある—



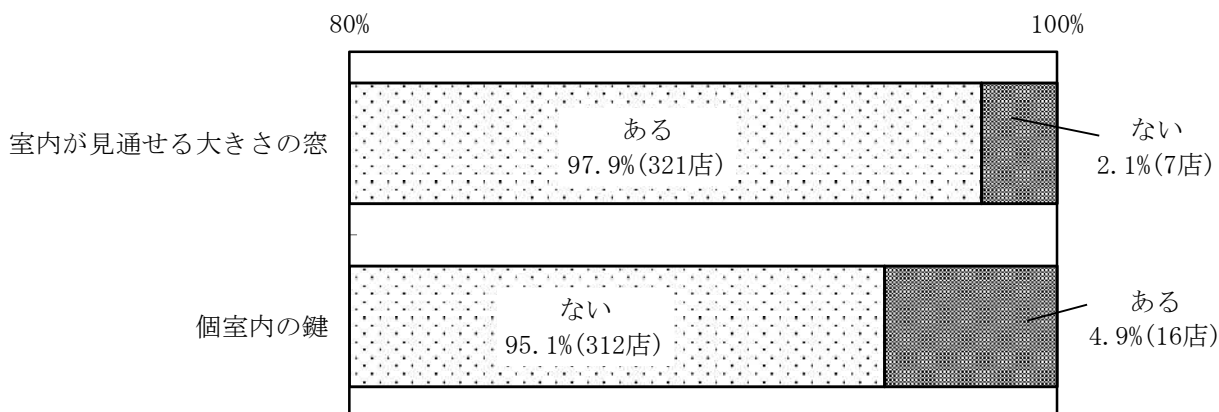
**青少年保護育成条例【第26条関係】**

- カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。（30万円以下の罰金）
- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。（10万円以下の罰金）

**(4) 客席の状況（個室内の見通し、個室内の鍵）**

カラオケボックスの個室内の見通し及び内鍵について調査したところ、「室内が見通せる大きさの窓」がある店舗は97.9%（321店）（平成28年度：97.5%）で、「個室内の鍵」がない店舗は95.1%（312店）（平成28年度：97.2%）であった。

図表1-4-1 カラオケボックスの客席の状況（N=328）



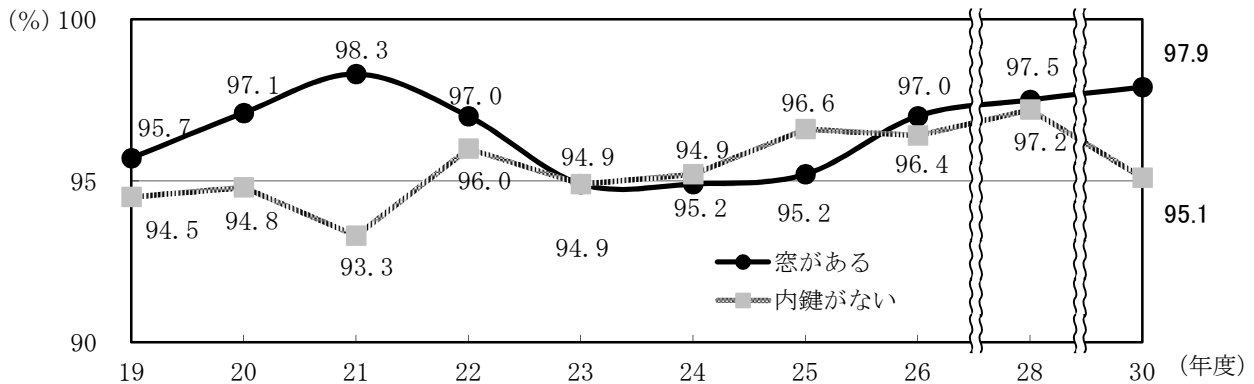
**業界の自主規制**

神奈川県カラオケボックス協会（任意加入）では、年齢の確認、利用時間の制限（16歳未満は午後6時、18歳未満は午後10時まで。ただし保護者同伴の場合は午後11時まで利用可）、未成年者の喫煙飲酒防止対策、補導活動への協力、開口部の確保と明るさの確保、有害設備・器具の設置禁止、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止など（一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会自主規制基準より）の取組が行われています。



カラオケボックスにおける客席状況（室内が見通せる大きさの窓の有無、内鍵の有無）の推移を見ると、「窓がある」「内鍵がない」共に高い水準を維持している。

図表 1-4-2 カラオケボックスの客席状況の推移 —室内が見通せる大きさの窓がある、内鍵がない—

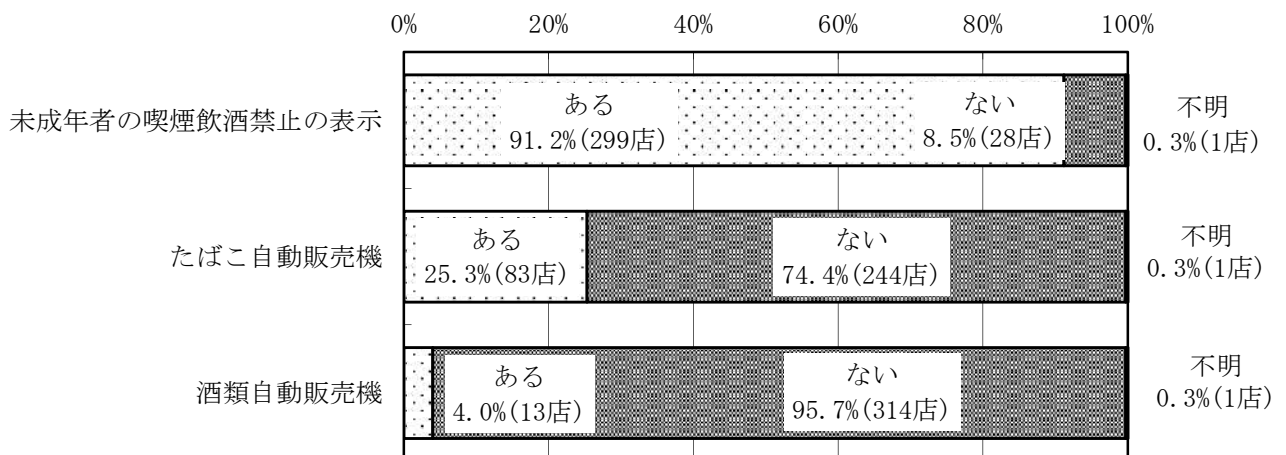


(5) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

カラオケボックスにおける未成年者の喫煙飲酒を防止するための取組について把握するため、未成年者の喫煙飲酒禁止の表示やたばこ・酒類の自動販売機の有無について調査したところ、「未成年者の喫煙飲酒禁止の表示」を行っている店舗は、91.2% (299店) (平成28年度: 92.2%)、「たばこ自動販売機」がない店舗は74.4% (244店) (平成28年度: 61.8%)、「酒類自動販売機」がない店舗は95.7% (314店) (平成28年度: 95.8%)であった。

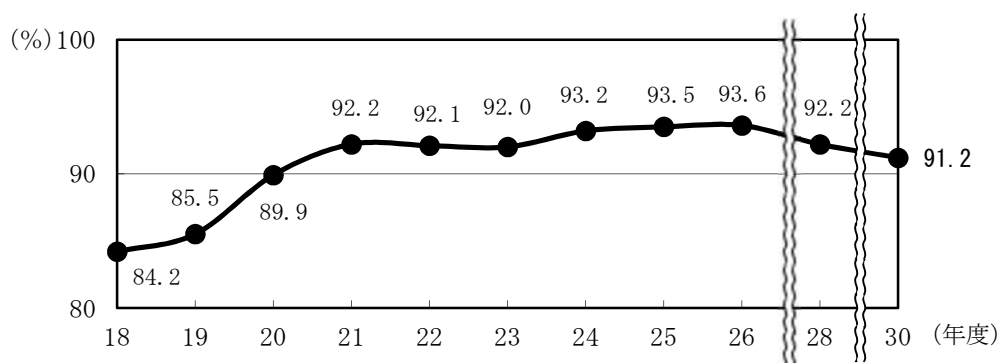
また、「たばこ自動販売機」を設置している83店のうち97.6% (81店) (平成28年度: 96.3%)、「酒類自動販売機」を設置している13店のうち69.2% (9店) (平成26年度: 57.1%)で成人識別装置が設置されていた。

図表 1-5-1 カラオケボックスにおける未成年者の喫煙飲酒防止の取組 (N=328)



「未成年者の喫煙飲酒禁止の表示」を行っている店舗の推移を見ると、平成 20 年度に約 9 割となり、以降 9 割台を維持している。

図表 1-5-2 未成年者の喫煙飲酒禁止の表示を行っている店舗割合の推移



**青少年喫煙飲酒防止条例【第 9 条関係】**

自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、販売業者は、購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置（満 20 歳以上であることを確認することができる機能）を当該自動販売機に講じなければなりません。ただし、酒類自動販売機においては、カラオケボックスやインターネットカフェ等、閉鎖性のある施設内に設置され、かつ、その自動販売機の利用が主に当該施設利用者に限られる場合には、当該自動販売機を常時視認できる状態で管理する方法その他青少年飲酒防止の観点から十分な管理ができる方法をもって年齢確認措置に代えることができることとなっています。

## (1) 調査実施店舗数

インターネットカフェ・まんが喫茶の調査実施店舗数は 97 店（平成 29 年度（前回）調査 93 店）で、県内 33 市町村のうち 13 市で調査を行った。

図表 2-1 インターネットカフェ・まんが喫茶調査実施店舗数（地域別）

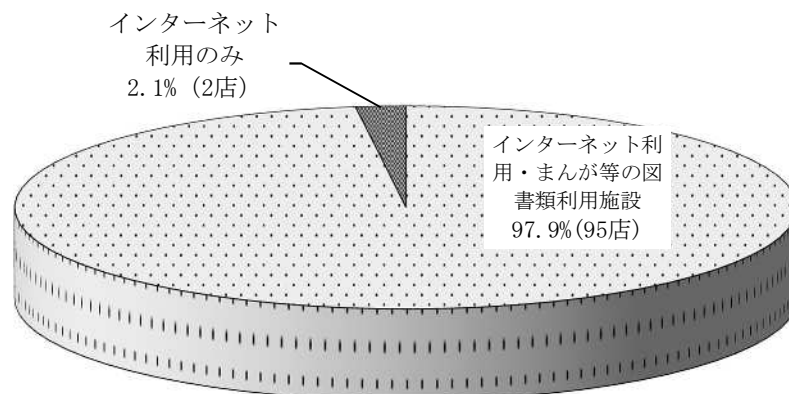
(店)

地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	県西	合計
30年度	36	18	7	19 (7)	14	3	97
29年度	36	12	6	21 (8)	14	4	93
28年度	36	15	6	22 (8)	15	4	98

## (2) 営業区分

インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分では、インターネットが利用でき、まんが等の図書類を閲覧することができる施設が 97.9%（95 店）と大半を占め、次いでインターネットのみ利用できる施設が 2.1%（2 店）であった。（平成 29 年度：インターネット利用・まんが等の図書類利用施設 96.8%、インターネット利用のみ 2.2%）

図表 2-2 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分（N=97）

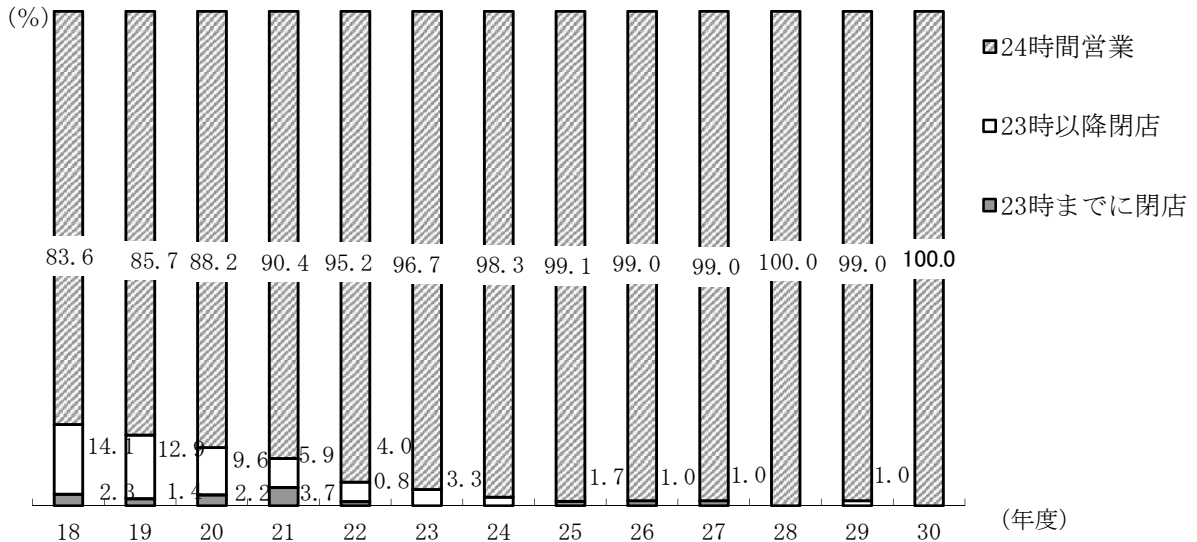


(3) 営業時間（深夜営業の状況）

インターネットカフェ・まんが喫茶の深夜営業の状況は、全ての店舗が「24時間営業」（97店）（平成29年度：99.0%）で、「23時以降閉店」（平成29年度：1.0%）の店舗はなかった。

調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「24時間営業の店舗」は当初83.6%であったが、年々増加し、近年ではほとんどの店舗が24時間営業となっている。

図表2-3 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間の推移

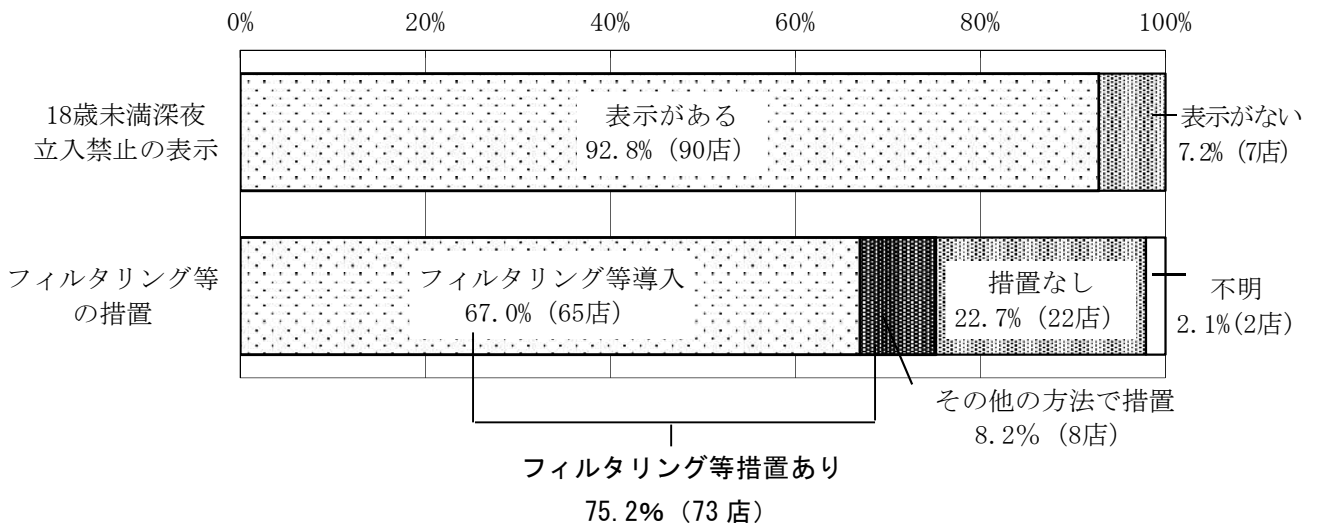


(4) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）

条例に規定されている「18歳未満深夜立入禁止の表示」及び「フィルタリング等の措置」について調査したところ、「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は92.8%

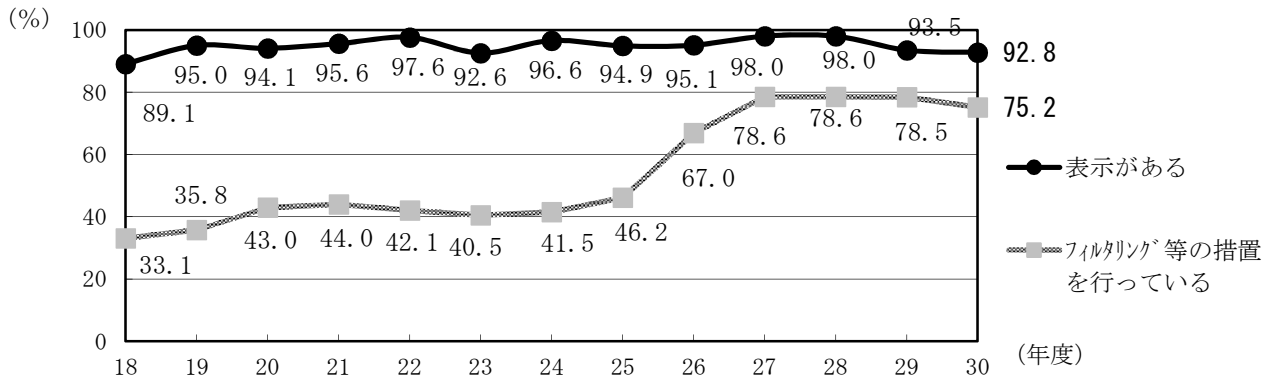
(90店)（平成29年度：93.5%）、努力義務である「フィルタリング等の措置」を行っている店舗は75.2%（73店）（フィルタリング等導入67.0%（65店）、その他の方法で措置8.2%（8店））（平成29年度：78.5%）であった。

図表2-4-1 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）(N=97)



調査を開始した平成 18 年度以降の推移をみると、「18 歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は、平成 19 年度以降 9 割台で推移し、「フィルタリング等の措置」を行っている店舗は当初約 4 割程度で推移をしていたが、平成 25 年度から増え始め、平成 27 年度以降 7 割台後半で推移している。

図表 2-4-2 条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移  
—18 歳未満深夜立入禁止の表示がある、フィルタリング等の措置を行っている—



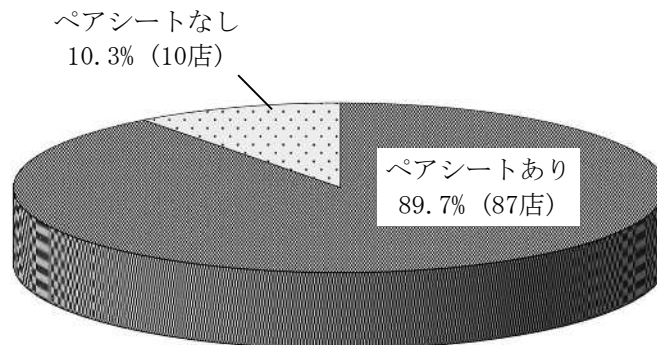
**青少年保護育成条例【第 26 条、第 35 条関係】**

- カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。（30 万円以下の罰金）
- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。（10 万円以下の罰金）
- インターネットカフェなどの施設では、青少年にインターネットを利用させるにあたり、フィルタリングの利用その他の適切な方法により、有害情報の閲覧を防止するように努めなければなりません。

**(5) 客席の状況（ペアシートの有無、ペアシート内部の外部からの見通し、ペアシート内の鍵）**

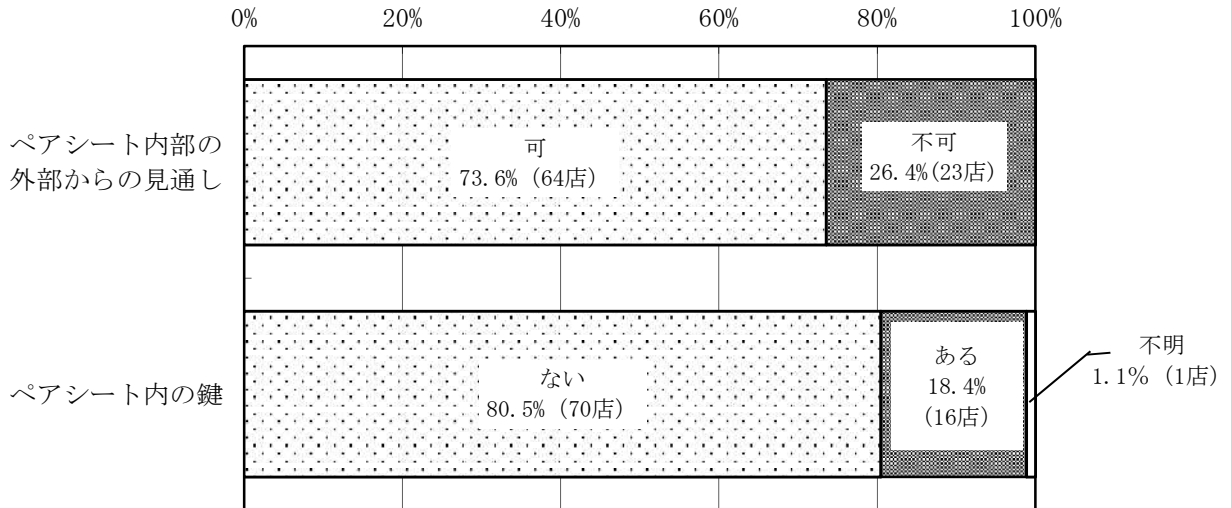
インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況は、「2 人以上で利用できるブース席（以下『ペアシート』という）」のある店舗は 89.7%（87 店）（平成 29 年度：89.2%）であった。

図表 2-5-1 インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況 (N=97)



ペアシートがある 87 店について、ペアシートの状況を調査したところ、「ペアシート内部の外部からの見通し」が可能な店舗は 73.6% (64 店) (平成 29 年度 : 81.9%)、「ペアシート内の鍵」がない店舗は 80.5% (70 店) (平成 29 年度 : 75.9%) であった。

図表 2-5-2 ペアシートの状況 (N=87)

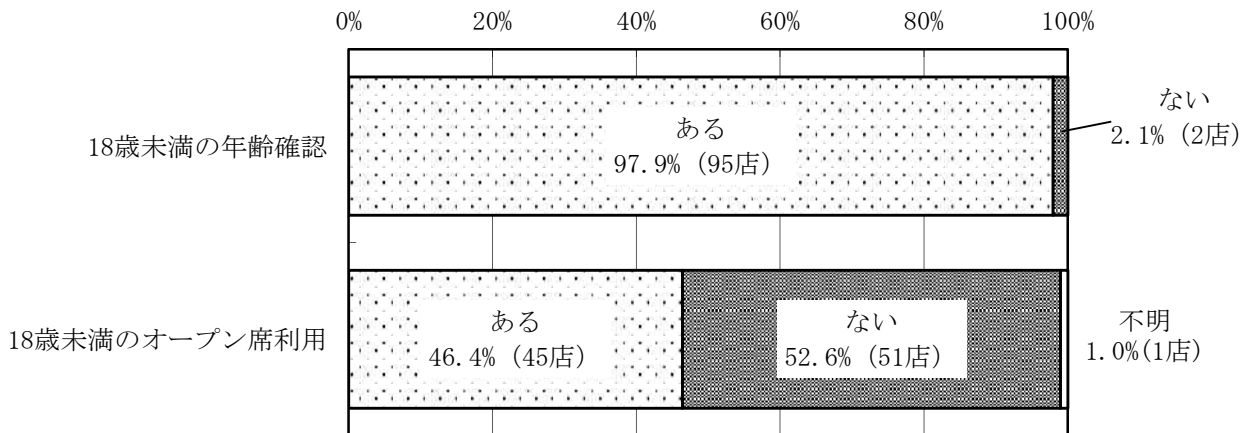


(6) 自主規制の実施状況 (18 歳未満の年齢確認、18 歳未満のオープン席利用)

インターネットカフェ・まんが喫茶における自主規制等の実施状況について、入店に際し「18 歳未満の年齢確認」を行っている店舗は 97.9% (95 店) (平成 29 年度 : 98.9%) であった。

また、「18 歳未満のオープン席利用」(オープン席のみの施設を含む)を行っている店舗は 46.4% (45 店) であった。(平成 29 年度 : 46.2%)

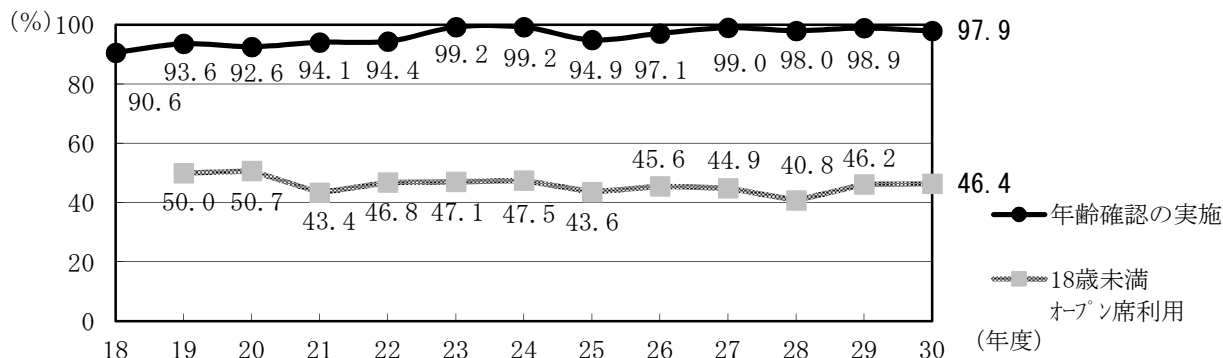
図表 2-6-1 自主規制の実施状況 (18 歳未満の年齢確認、18 歳未満のオープン席利用) (N=97)



※オープン席…仕切りがなく、周囲から見える席

インターネットカフェ・まんが喫茶における自主規制の実施状況について、調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「年齢確認の実施」については、平成18年度以降、ほぼ9割台で推移しているが、「18歳未満オープン席の利用」については、依然として4割程度の実施状況となっている。

図表2-6-2 自主規制の実施状況の推移  
一年齢確認を実施している、18歳未満に対してオープン席を利用させている一



※18歳未満のオープン席利用についての調査は平成19年度開始

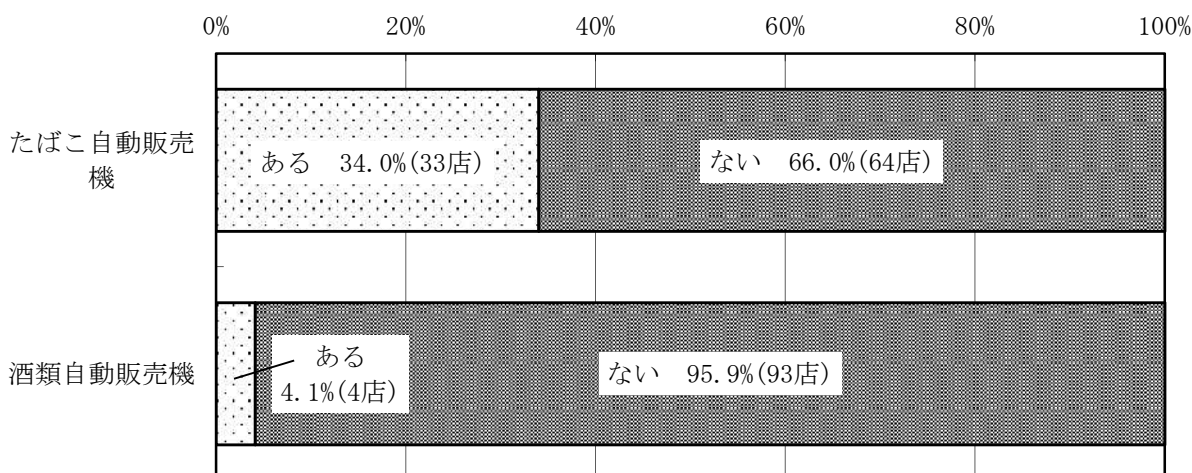
**業界の自主規制**

日本複合カフェ協会（任意加入）では、年齢確認、利用時間の制限（16歳未満は午後8時以降、18歳未満は午後10時以降認めない）、18歳未満はオープン席利用、未成年者喫煙飲酒防止対策、有害図書類等の区分陳列、補導活動への協力、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止など（日本複合カフェ協会運営ガイドラインより）の取組が行われています。

**(7) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組**

インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者の喫煙飲酒を防止するための取組について把握するため、たばこ・酒類の自動販売機の有無について調査したところ、「たばこ自動販売機」がない店舗は66.0%（64店）（平成29年度：58.1%）、「酒類自動販売機」がない店舗は95.9%（93店）（平成29年度：95.7%）であった。

図表2-7-1 インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者喫煙飲酒防止の取組 (N=97)



また、「たばこ自動販売機」を設置している 33 店のうち 97.0%（32 店）（平成 29 年度：87.2%）、「酒類自動販売機」を設置している 4 店のうち 50.0%（2 店）（平成 29 年度：25.0%）で成人識別装置が設置されていた。

#### **青少年喫煙飲酒防止条例【第 9 条関係】**

自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、販売業者は、購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置（満 20 歳以上であることを確認することができる機能）を当該自動販売機に講じなければなりません。ただし、酒類自動販売機においては、カラオケボックスやインターネットカフェ等、閉鎖性のある施設内に設置され、かつ、その自動販売機の利用が主に当該施設利用者に限られる場合には、当該自動販売機を常時視認できる状態で管理する方法その他青少年飲酒防止の観点から十分な管理ができる方法をもって代えることができることとなっています。



## (1) 調査実施店舗数

平成 30 年度の調査実施店舗数は、平成 28 年度（前回）調査で有害図書類等（【本・雑誌等】、【映像ソフト】のいずれか、若しくは両方）の取扱いがあった店舗 74 店に、新規の店舗や平成 28 年度に調査しなかった店舗等を加えた計 78 店で、県内 33 市町村のうち 20 市町で調査を行った。

図表 3-1 書店調査実施店舗数（地域別）

(店)

地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	県西	合計
30年度	25	12	6	14 (5)	20	1	78
28年度	45	16	11	17 (6)	24	1	114
26年度	135	50	40	75 (33)	72	14	386

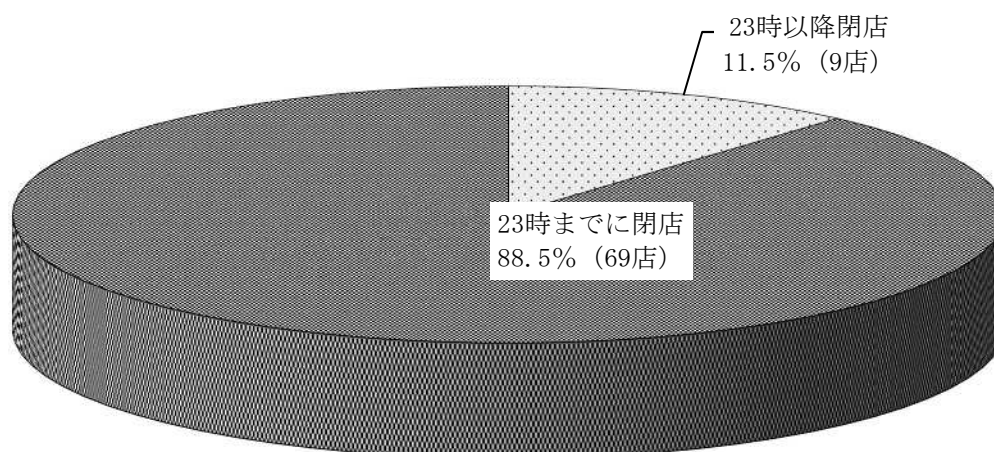
※ 平成 27、29 年度については、書店は調査対象外

※ 平成 26 年度は、有害図書類等の取扱いの有無にかかわらず全書店が調査対象

## (2) 営業時間（深夜営業の状況）

書店の深夜営業の状況は、「23 時以降に閉店」の店舗が 11.5%（9 店）、「23 時までに閉店」の店舗が 88.5%（69 店）で、深夜営業を行っていない店舗が大半を占めている。

図表 3-2 書店の営業時間（深夜営業の状況）（N=78）

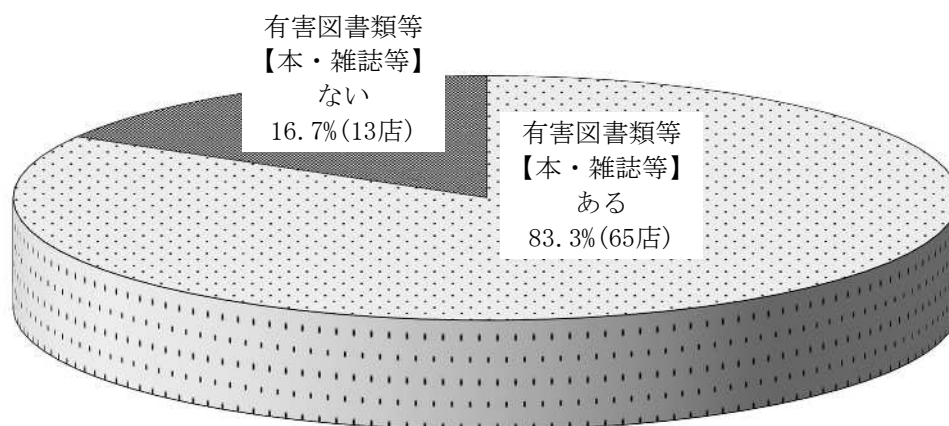


### (3) 有害図書類等の取扱い

#### ア 有害図書類等【本・雑誌等】の取扱い

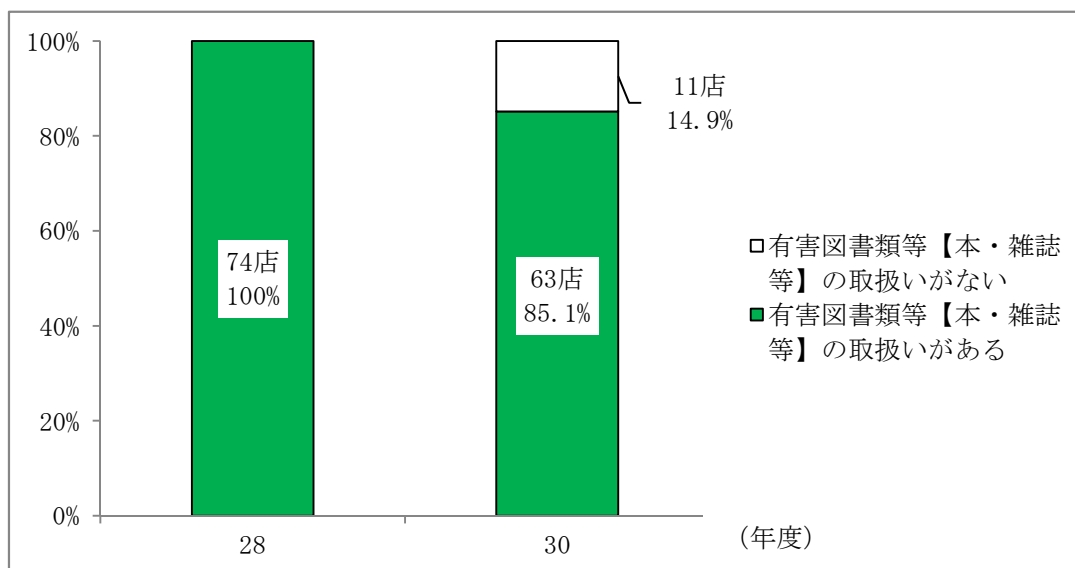
調査実施店舗 78 店のうち、有害図書類等【本・雑誌等】の取扱いがあった店舗は 83.3% (65 店) であった。

図表 3-3-1 有害図書類等【本・雑誌等】取扱いの有無 (N=78)



調査実施店舗のうち、平成 28 年度に有害図書類等の取扱いがあった 74 店について、平成 28 年度と平成 30 年度の有害図書類等【本・雑誌等】の取扱状況を比較したところ、平成 30 年度に有害図書類等【本・雑誌等】の取扱いがあった店舗は 63 店 (85.1%) であり、14.9 ポイント減少した。

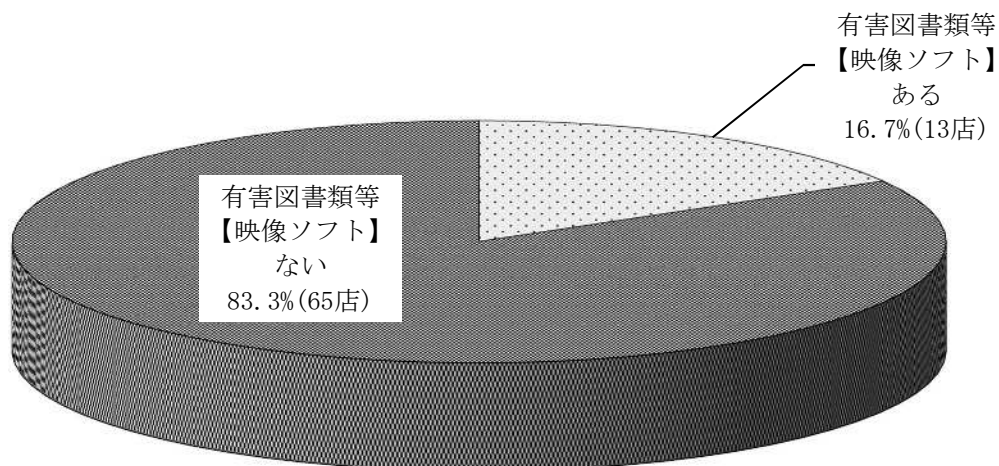
図表 3-3-2 有害図書類等【本・雑誌等】取扱状況の経年比較 (N=74)



## イ 有害図書类等【映像ソフト】の取扱い

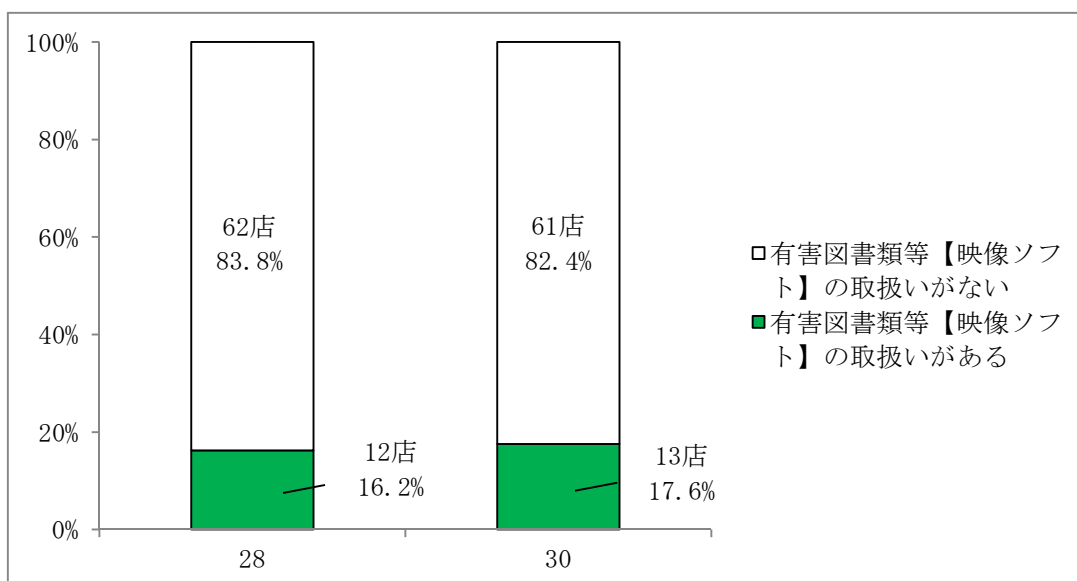
調査実施店舗 78 店のうち、有害図書类等【映像ソフト】の取扱いがあった店舗は 16.7% (13 店) であった。

図表 3-3-3 有害図書类等【映像ソフト】取扱いの有無 (N=78)



調査実施店舗のうち、平成 28 年度に有害図書类等の取扱いがあった 74 店について、平成 28 年度と平成 30 年度の有害図書类等【映像ソフト】の取扱状況を比較したところ、有害図書类等【映像ソフト】の取扱いのあった店舗は、平成 28 年度は 12 店 (16.2%) であったが、平成 30 年度は 13 店 (17.6%) で、1.4 ポイント増加した。

図表 3-3-4 有害図書类等【映像ソフト】取扱状況の経年比較 (N=74)

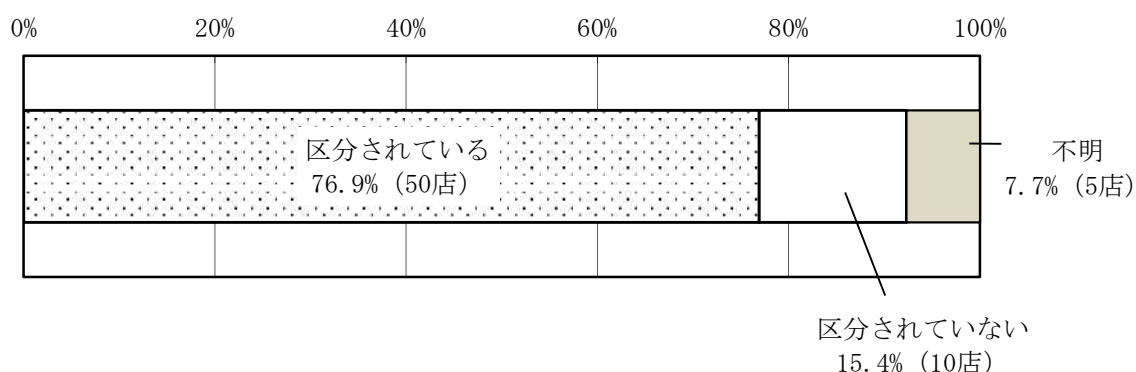


#### (4) 有害図書類等の区分陳列

##### ア 区分陳列の実施状況【本・雑誌等】

有害図書類等【本・雑誌等】の取扱いのある 65 店のうち、「区分されている」店舗は 76.9% (50 店) (平成 28 年度：80.6%)、「区分されていない」店舗は 15.4% (10 店) (平成 28 年度：12.9%) であった。

図表 3-4-1 有害図書類等【本・雑誌等】区分陳列の実施状況 (N=65)

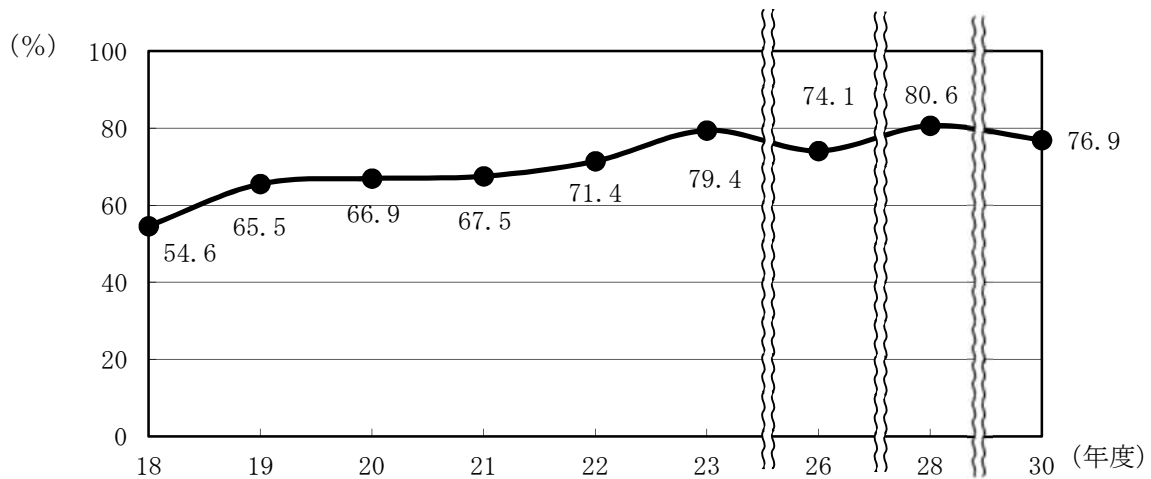


- ※「区分されている」… 有害図書類等が条例で定める方法により区分陳列されている。  
「区分されていない」… 有害図書類等を区分陳列していない（区分陳列の方法が条例で定める基準を満たしていない場合を含む。）。

#### 青少年保護育成条例【第 11 条関係】

- 有害図書類（成人向け雑誌、アダルトビデオなど）の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を他の図書類と区分して、店内の監視できる場所に以下の方法で陳列しなければなりません。（改善命令に従わないと 30 万円以下の罰金）
  - ・間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置が取られた場所に有害図書類をまとめて陳列
  - ・シール止めやビニール包装などをした上で、一般の図書の棚と 60 cm 以上離れた棚にまとめて陳列、または、10 cm 以上張り出した仕切り板の中にまとめて陳列（仕切り板のある成人図書コーナーなど）
  - ・従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列
- 有害図書類の陳列場所に、18 歳未満への販売や閲覧させること等を禁止する表示を見やすい文字により掲示しなければなりません。

図表 3-4-2 有害図書类等【本・雑誌等】区分陳列の実施状況の推移 —区分陳列されている—

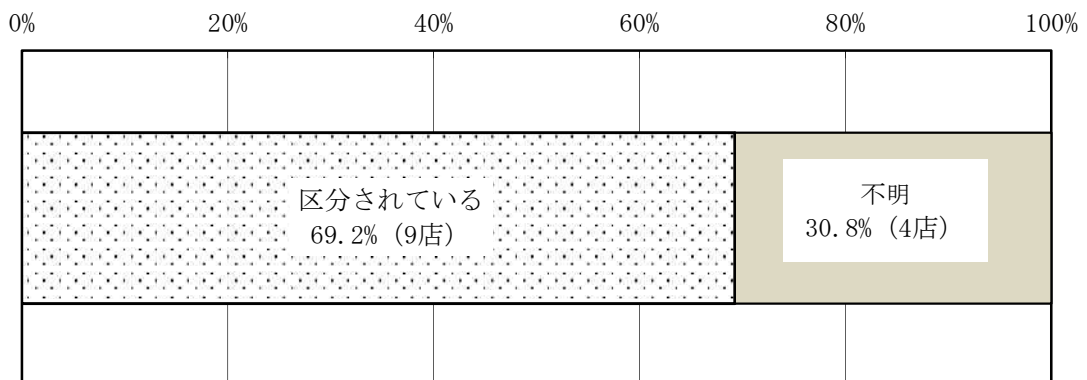


イ 区分陳列の実施状況【映像ソフト】

有害図書类等【映像ソフト】の取扱いのある13店のうち、「区分されている」店舗は69.2% (9店) (平成28年度：85.0%)、「区分されていない」店舗はなし (平成28年度：5.0%) だった。

なお、区分されているか不明な店舗が30.8% (4店) あり、不明な店舗を除くと、全ての店舗で区分されていた。

図表 3-4-3 有害図書类等【映像ソフト】区分陳列の実施状況 (N=13)

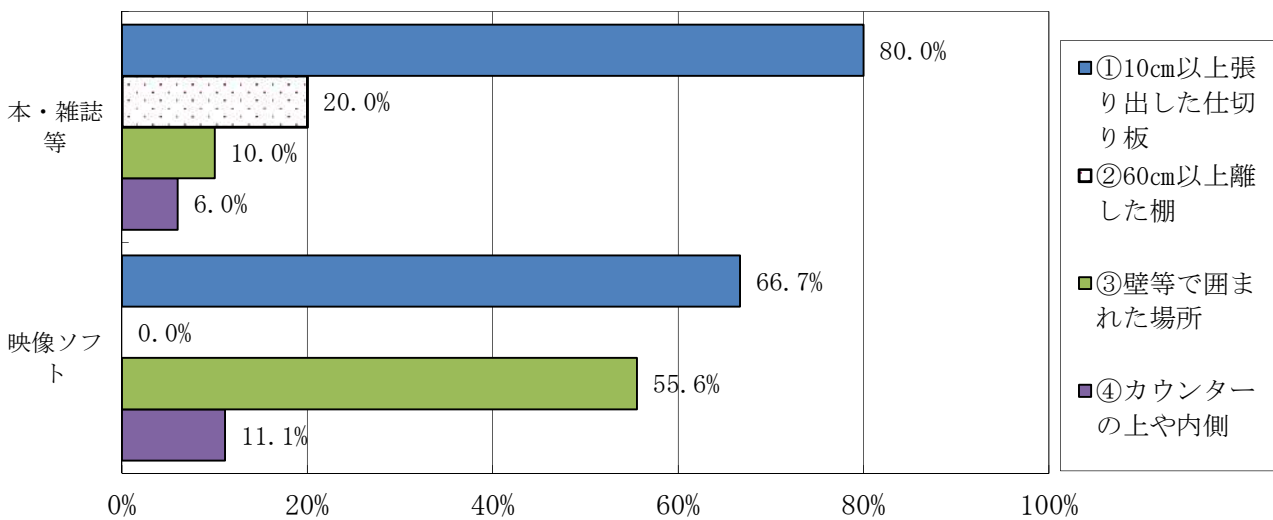


### ウ 有害図書類等の区分陳列方法

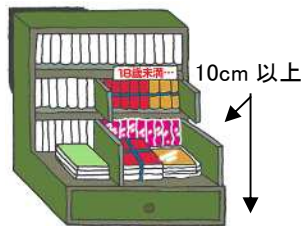
有害図書類等【本・雑誌等】の取扱いがあり、区分陳列が行われている 50 店の陳列方法は、「10cm 以上張り出した仕切り板」によるものが 80.0% (40 店)、「60cm 以上離れた棚」によるものが 20.0% (10 店)、「壁等で囲まれた場所」によるものが 10.0% (5 店)、「カウンターの上や内側」によるものが 6.0% (3 店)であった。

また、有害図書類等【映像ソフト】の取扱いがあり、区分陳列が行われている 17 店の陳列方法は、「10cm 以上張り出した仕切り板」によるものが 66.7% (6 店)、「60cm 以上離れた棚」によるものはなく、「壁等で囲まれた場所」によるものが 55.6% (5 店)、「カウンターの上や内側」によるものが 11.1% (1 店)であった。

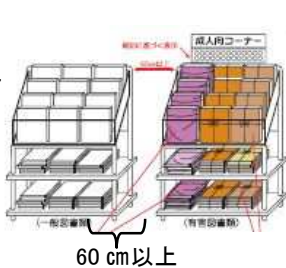
図表 3-4-4 有害図書類等の区分陳列方法（複数回答）（【本・雑誌等】N=50 【映像ソフト】N=9）



### 有害図書類の区分陳列方法



①シールどめやビニール包装をした上で、10 cm以上張り出した仕切り板の中にまとめて陳列



②シールどめやビニール包装をした上で、他の図書の棚と 60 cm以上離れた棚にまとめて陳列



③壁等で囲まれた場所



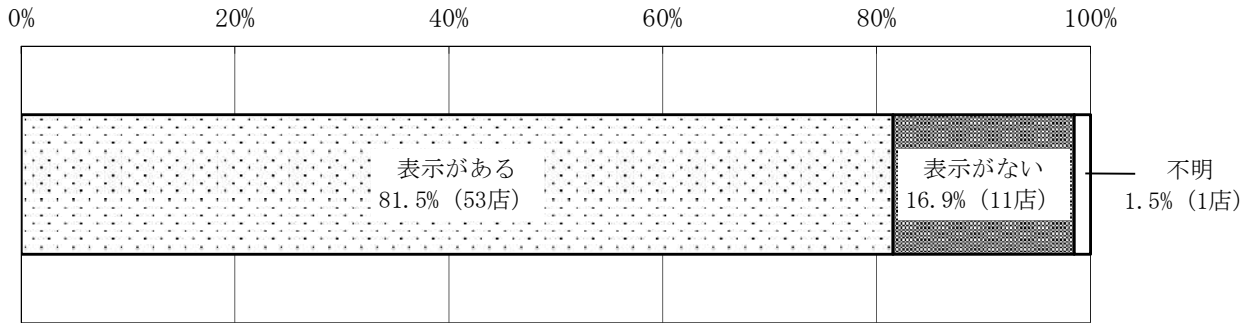
④従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列

(5) 有害図書类等取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示

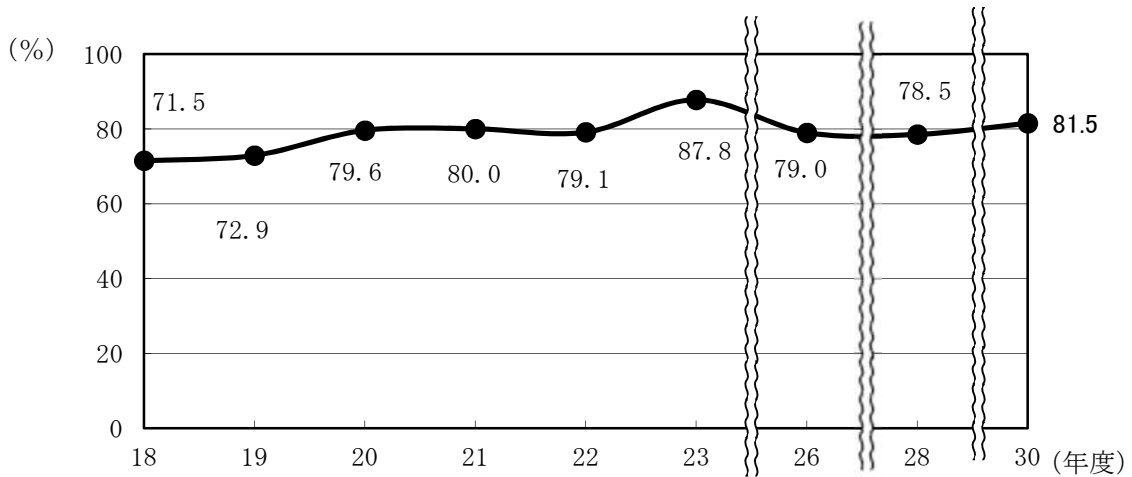
ア 有害図書类等【本・雑誌等】の表示

有害図書类等【本・雑誌等】の取扱いのある65店のうち、「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は81.5%（53店）（平成28年度：78.5%）、行っていない店舗は16.9%（11店）（平成28年度：17.2%）であった。

図表3-5-1 有害図書类等【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（N=65）



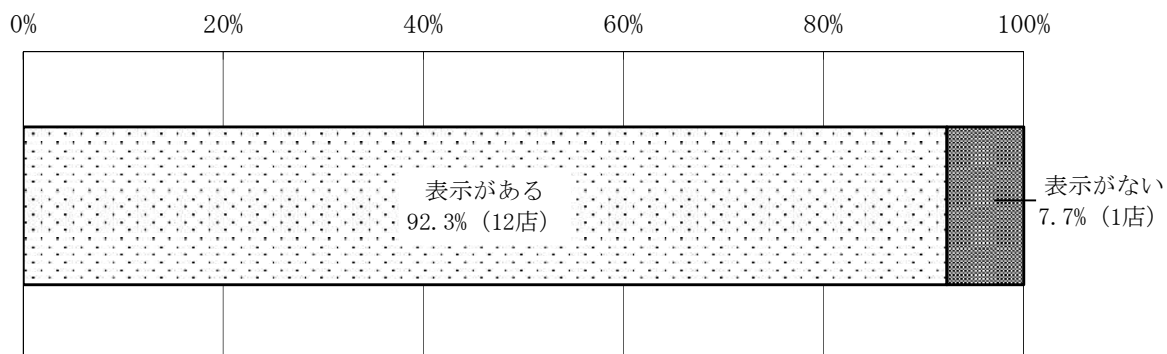
図表3-5-2 有害図書类等【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示の推移  
—表示がある—



## イ 有害図書类等【映像ソフト】の表示

有害図書类等【映像ソフト】の取扱いのある13店のうち、「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は92.3%（12店）（平成28年度：80.0%）、行っていない店舗は7.7%（1店）（平成28年度：5.0%）であった。

図表3-5-3 有害図書类等【映像ソフト】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（N=13）



### 青少年保護育成条例【第11条関係】

- 有害図書類（成人向け雑誌、アダルトビデオなど）の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を他の図書類と区分して、店内の監視できる場所に以下の方法で陳列しなければなりません。（改善命令に従わないと30万円以下の罰金）
  - ・間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置が取られた場所に有害図書類をまとめて陳列
  - ・シール止めやビニール包装などをした上で、一般の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列、または、10cm以上張り出した仕切り板の中にまとめて陳列（仕切り板のある成人図書コーナーなど）
  - ・従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列
- 有害図書類の陳列場所に、18歳未満への販売や閲覧させること等を禁止する表示を見やすい文字により掲示しなければなりません。





表1-1 カラオケボックス(市町村別)

H30神奈川県社会環境実態調査

項目 市町村	調査実施店舗数	(内)新規	営業区分					営業時間			条例に基づく措置				客席の状況												未成年者の喫煙・飲酒禁止の表示												未成年者の喫煙・飲酒防止の取組											
			カラオケボックス	その他	閉店等	2 深夜営業なし(閉店)	2 深夜営業あり(閉店)	2 深夜営業あり(営業あり)	18歳未満深夜立入禁止表示		個室等				未成年者の喫煙・飲酒禁止の表示				たばこ自動販売機				酒類自動販売機																											
									ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明																			
																																ある	ない	ある	ない	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明			
神奈川県 計	328	3	327	1	37	5	265	58	310	13	328	-	321	7	16	312	299	28	1	83	81	2	-	244	1	13	9	2	2	314	1																			
割合(%)	100.0		99.7	0.3	-	1.5	80.8	17.7	96.0	4.0	100.0	0.0					91.2	8.5	0.3	25.3				74.4	0.3	4.0				95.7	0.3																			
											100.0		97.9	2.1	4.9	95.1				100.0	97.6	2.4	0.0			100.0	69.2	15.4	15.4																					
横浜市	132	-	131	1	11	3	106	23	119	10	132	-	130	2	2	130	114	17	1	39	37	2	-	92	1	9	6	1	2	122	1																			
川崎市	50	3	50	-	9	-	38	12	50	-	50	-	50	-	1	49	49	1	-	11	11	-	-	39	-	2	2	-	-	48	-																			
横須賀市	17	-	17	-	1	-	15	2	16	1	17	-	16	1	1	16	15	2	-	1	1	-	-	16	-	-	-	-	-	17	-																			
鎌倉市	8	-	8	-	-	-	6	2	8	-	8	-	8	-	-	8	8	-	-	1	1	-	-	7	-	1	1	-	-	7	-																			
逗子市	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-																			
三浦市	2	-	2	-	-	1	1	-	1	-	2	-	1	1	-	2	2	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-																			
葉山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																			
小計	28	-	28	-	1	1	23	4	26	1	28	-	26	2	1	27	26	2	-	3	3	-	-	25	-	1	1	-	-	27	-																			
相模原市	21	-	21	-	-	-	16	5	21	-	21	-	21	-	-	21	18	3	-	4	4	-	-	17	-	-	-	-	-	21	-																			
厚木市	13	-	13	-	1	-	11	2	13	-	13	-	13	-	-	13	11	2	-	3	3	-	-	10	-	-	-	-	-	13	-																			
大和市	13	-	13	-	2	-	10	3	13	-	13	-	13	-	-	13	12	1	-	6	6	-	-	7	-	-	-	-	-	13	-																			
海老名市	3	-	3	-	-	-	3	-	3	-	3	-	3	-	-	3	3	-	-	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-	3	-																			
座間市	3	-	3	-	1	-	2	1	3	-	3	-	3	-	-	3	3	-	-	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	3	-																			
綾瀬市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																			
愛川町	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-																			
清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																			
小計	54	-	54	-	4	-	43	11	54	-	54	-	54	-	-	54	48	6		17	17	-	-	37		-	-	-	-	54	-																			
平塚市	8	-	8	-	3	-	8	-	7	1	8	-	8	-	-	8	7	1	-	1	1	-	-	7	-	-	-	-	-	8	-																			
藤沢市	20	-	20	-	2	-	16	4	20	-	20	-	20	-	3	17	20	-	-	4	4	-	-	16	-	-	-	-	-	20	-																			
茅ヶ崎市	7	-	7	-	3	-	4	3	7	-	7	-	6	1	2	5	7	-	-	1	1	-	-	6	-	1	-	1	-	6	-																			
秦野市	7	-	7	-	3	-	7	-	7	-	7	-	6	1	5	2	7	-	-	2	2	-	-	5	-	-	-	-	-	7	-																			
伊勢原市	6	-	6	-	1	5	-	5	-	6	-	5	1	-	6	6	-	-	1	1	-	-	5	-	-	-	-	-	6	-																				
寒川町	3	-	3	-	-	-	3	-	3	-	3	-	3	-	1	2	3	-	-	1	1	-	-	2	-	-	-	-	3	-																				
大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																			
二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																			
小計	51	-	51	-	11	1	43	7	49	1	51	-	48	3	11	40	50	1	-	10	10	-	-	41	-	1	-	1	-	50	-																			
小田原市	10	-	10	-	-	-	9	1	10	-	10	-	10	-	-	10	10	-	-	3	3	-	-	7	-	-	-	-	-	10	-																			
南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																			
中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																			
大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																			
松田町	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-																			
山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																			
開成町	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																			
箱根町	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-																			
真鶴町	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-																			
湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																			
小計	13	-	13	-	1	-	12	1	12	1	13	-	13	-	1	12	12	1	-	3	3	-	-	10	-	-	-	-	-	13	-																			

※営業時間は平日の主な営業時間をいう

表1-2 カラオケボックス(政令市別)

項目 区	調査実施店舗数	(内)新規	営業区分						営業時間				条例に基づく措置				客席の状況												未成年者の喫煙・飲酒防止の取組											
			カラオケボックス		その他		閉店等		(-2時30分営業でなし閉店)		(2時30分営業あり)		(2時4時営業あり)		18歳未満深夜立入禁止表示		個室等		窓の有無		個室等の内鍵		未成年者の喫煙・飲酒禁止の表示			たばこ自動販売機			酒類自動販売機											
			ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明				
			割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)				
政令市計	203	3	202	1	20	3	160	40	190	10	203	-	201	2	3	200	181	21	1	54	52	2		148	1	11	8	1	2	191	1									
割合(%)	100.0		99.5	0.5	-	-	19.7	95.0	5.0	100.0	0.0						89.2	10.3	0.5	26.6				72.9	0.5	5.4				94.1	0.5									
横浜市																																								
鶴見区	7	-	7	-	1	1	3	3	6	-	7	-	7	-	1	6	7	-	-	3	3	-	-	4	-	-	-	-	-	6	1									
神奈川区	7	-	7	-	-	-	5	2	7	-	7	-	7	-	-	7	6	1	-	1	1	-	-	6	-	-	-	-	-	7	-									
西区	17	-	17	-	2	-	16	1	16	1	17	-	17	-	1	16	15	1	1	6	6	-	-	11	-	4	1	1	2	13	-									
中区	21	-	21	-	3	1	17	3	19	1	21	-	21	-	-	21	18	3	-	11	11	-	-	10	-	3	3	-	-	18	-									
南区	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	2	-	2	-	-	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-									
港南区	8	-	8	-	1	-	5	3	7	1	8	-	8	-	-	8	5	3	-	2	2	-	-	6	-	-	-	-	-	8	-									
保土ヶ谷区	8	-	8	-	-	-	7	1	7	1	8	-	8	-	-	8	7	1	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	8	-									
旭区	8	-	8	-	1	-	5	3	8	-	8	-	8	-	-	8	8	-	-	1	1	-	-	7	-	-	-	-	-	8	-									
磯子区	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-									
金沢区	4	-	4	-	-	-	3	1	4	-	4	-	4	-	-	4	4	-	-	1	1	-	-	3	-	-	-	-	-	4	-									
港北区	17	-	17	-	2	-	16	1	13	4	17	-	17	-	-	17	13	4	-	4	4	-	-	13	-	-	-	-	-	17	-									
緑区	6	-	6	-	-	-	5	1	6	-	6	-	6	-	-	6	5	1	-	-	-	-	-	5	1	-	-	-	-	6	-									
青葉区	8	-	8	-	-	-	6	2	8	-	8	-	8	-	-	8	8	-	-	2	2	-	-	6	-	-	-	-	-	8	-									
都筑区	6	-	5	1	1	1	5	-	3	2	6	-	4	2	-	6	3	3	-	1	1	-	-	5	-	-	-	-	-	6	-									
戸塚区	8	-	8	-	-	-	6	2	8	-	8	-	8	-	-	8	8	-	-	3	2	1	-	5	-	-	-	-	-	8	-									
栄区	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-									
泉区	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-									
瀬谷区	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	2	-	2	-	-	2	2	-	-	1	-	1	-	1	-	1	1	-	-	1	-									
小計	132	-	131	1	11	3	106	23	119	10	132	-	130	2	2	130	114	17	1	39	37	2	-	92	1	9	6	1	2	122	1									
川崎市																																								
川崎区	13	-	13	-	6	-	10	3	13	-	13	-	13	-	-	13	13	-	-	1	1	-	-	12	-	-	-	-	-	13	-									
幸区	5	-	5	-	-	-	5	-	5	-	5	-	5	-	-	5	5	-	-	2	2	-	-	3	-	2	2	-	-	3	-									
中原区	12	1	12	-	1	-	12	-	12	-	12	-	12	-	-	12	11	1	-	4	4	-	-	8	-	-	-	-	-	12	-									
高津区	6	1	6	-	-	-	3	3	6	-	6	-	6	-	-	6	6	-	-	1	1	-	-	5	-	-	-	-	-	6	-									
宮前区	4	1	4	-	2	-	4	-	4	-	4	-	4	-	1	3	4	-	-	1	1	-	-	3	-	-	-	-	-	4	-									
多摩区	8	-	8	-	-	-	2	6	8	-	8	-	8	-	-	8	8	-	-	2	2	-	-	6	-	-	-	-	-	8	-									
麻生区	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	2	-	2	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-									
小計	50	3	50	-	9	-	38	12	50	-	50	-	50	-	1	49	49	1	-	11	11	-	-	39	-	2	2	-	-	48	-									
相模原市																																								
緑区	5	-	5	-	-	-	4	1	5	-	5	-	5	-	-	5	5	-	-	2	2	-	-	3	-	-	-	-	-	5	-									
中央区	7	-	7	-	-	-	6	1	7	-	7	-	7	-	-	7	5	2	-	1	1	-	-	6	-	-	-	-	-	7	-									
南区	9	-	9	-	-	-	6	3	9	-	9	-	9	-	-	9	8	1	-	1	1	-	-	8	-	-	-	-	-	9	-									
小計	21	-	21	-	-	-	16	5	21	-	21	-	21	-	-	21	18	3	-	4	4	-	-	17	-	-	-	-	-	21	-									

※営業時間は平日の主な営業時間をいう

表2-1 インターネットカフェ・まんが喫茶(市町村別)

項目 市町村	調査実施店舗数	(内)新規	営業区分			営業時間			営業状況			客席の状況			自主規制の実施状況			たばこ自動販売機			酒類自動販売機															
			非ネット ネット	ネット のみ	不明	閉店等	営業時間なし(閉店)	営業時間あり(閉店)	営業時間あり(営業)	18歳未満 禁止表示	フィルタリング等の措置			2人以上で利用できるブース席			18歳未満の年齢確認			18歳未満の オーナー席利用			成人識別装置			成人識別装置										
											有	無	あり	なし	不明	あり	なし	不明	あり	なし	不明	あり	なし	不明	あり	なし	不明	あり	なし	不明	あり	なし	不明			
神奈川県	97	-	95	2	-	12	-	0.0	100.0	92.8	7.2	67.0	8.2	22.7	2.1	89.7	10.3	64	23	16	70	1	33	32	-	1	64	4	2	-	2	93				
割合(%)	100.0		97.9	2.1	0.0				100.0	92.8	7.2	67.0	8.2	22.7	2.1	89.7	10.3	64	23	16	70	1	33	32	-	1	64	4	2	-	2	95.9				
横浜	36	-	36	-	-	4	-	-	-	33	3	22	2	11	1	32	4	23	9	3	28	1	35	1	11	11	-	25	3	1	-	2	33			
川崎	18	-	18	-	-	1	-	-	-	18	18	9	3	6	-	15	3	11	4	4	11	-	17	1	6	12	-	14	-	-	-	-	18			
横浜	4	-	4	-	-	1	-	-	-	4	4	3	1	-	-	4	-	2	2	2	2	-	4	-	1	1	-	3	-	-	-	-	4			
横浜	3	-	3	-	-	-	-	-	-	3	3	3	-	-	-	3	-	2	1	1	2	-	3	-	1	1	-	2	-	-	-	-	3			
須賀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
三浦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
浦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
小計	7	-	7	-	-	1	-	-	-	7	7	6	1	-	-	7	-	4	3	3	4	-	7	-	2	2	-	5	-	-	-	-	-	7		
相模原市	7	-	7	-	-	1	-	-	-	7	7	7	-	-	-	6	1	5	1	6	6	-	7	-	3	4	-	2	-	-	-	-	-	7		
厚木市	6	-	5	1	-	-	-	-	-	6	6	6	-	-	-	6	-	5	1	3	3	-	6	-	4	2	-	1	1	-	-	-	-	6		
大和市	5	-	5	-	-	-	-	-	-	3	2	4	1	-	-	4	1	4	-	-	4	-	5	-	1	4	-	2	2	-	-	-	-	5		
海老名市	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
藤原市	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
綾瀬市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
愛川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	19	-	18	1	-	3	-	-	-	19	17	2	17	1	1	17	2	14	3	3	14	-	19	-	9	10	-	8	8	-	-	-	-	19		
平塚市	2	-	2	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	1	1	1	-	1	1	-	2	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	2		
藤沢市	9	-	8	1	-	-	-	-	-	8	1	5	-	3	1	9	-	6	3	3	6	-	9	-	4	5	-	3	2	-	1	6	1	-	8	
茅ヶ崎市	2	-	2	-	-	1	-	-	-	2	2	2	-	-	-	2	-	2	-	2	2	-	2	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	2		
茅ヶ崎市	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	1	-	1	1	-	1	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	1		
伊勢原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
寒川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	14	-	13	1	-	2	-	-	-	14	12	2	9	-	4	1	13	4	3	10	10	-	14	-	7	7	-	5	4	-	1	9	1	-	13	
小田原市	3	-	3	-	-	1	-	-	-	3	3	2	1	-	-	3	-	3	-	3	3	-	3	-	2	1	-	3	3	-	-	-	-	-	3	
南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開成町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
真鶴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	3	-	3	-	-	1	-	-	-	3	3	2	1	-	-	3	-	3	-	3	3	-	3	-	2	1	-	3	3	-	-	-	-	-	3	

※営業時間は平日の主な営業時間(をい)

表2-2 インターネットカフェ・まんが喫茶（政令市別）

項目 区	調査実施店舗数	(内)新規	営業区分		営業時間	営業状況		客席の状況		自主規制の実施状況		たばこ 自動販売機		酒類 自動販売機																								
			まんが喫茶 ネットカフェのみ	まんが喫茶 ネットカフェのみ		18歳未満 深夜立入 禁止表示	フィルタリング等 の措置	ベアシートの有 無	2人以上で利用できるフース席 ベアシート内 の鍵	18歳未満の 年齢確認	18歳未満の オープン席利用	成人識別装置 あり ない 不明	成人識別装置 あり ない 不明	成人識別装置 あり ない 不明	成人識別装置 あり ない 不明																							
			深3 夜時 営業 なし 店	深2 夜時 営業 あり 店		深3 夜時 営業 あり 店	深2 夜時 営業 あり 店	深3 夜時 営業 あり 店	深2 夜時 営業 あり 店	深3 夜時 営業 あり 店	深2 夜時 営業 あり 店	深3 夜時 営業 あり 店	深2 夜時 営業 あり 店	深3 夜時 営業 あり 店	深2 夜時 営業 あり 店	深3 夜時 営業 あり 店	深2 夜時 営業 あり 店	深3 夜時 営業 あり 店																				
政令市計	61	-	-	6	-	58	3	38	5	17	1	53	8	39	14	7	45	1	59	2	28	32	1	20	20	-	41	3	1	-	2	58						
割合(%)	100.0			0.0		95.1	4.9	62.3	8.2	27.9	1.6	86.9	13.1			13.2	84.9	1.9	96.7	3.3	45.9	52.5	1.6	32.8	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	67.2	4.9	95.1					
鶴見区	1	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
神奈川区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
西区	7	-	-	-	-	6	1	4	2	2	-	6	1	6	-	2	4	-	7	-	4	3	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
中区	6	-	-	-	-	6	6	-	1	5	-	6	-	1	5	-	6	-	6	-	6	-	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
南区	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
港南区	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
保土ヶ谷区	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
旭区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
磯子区	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
金沢区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
港北区	7	-	-	-	-	5	2	6	1	2	-	5	2	4	1	4	1	6	1	6	1	5	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
緑区	3	-	-	-	-	3	3	-	1	2	-	3	-	3	-	3	-	3	-	3	-	3	-	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
青葉区	3	-	-	-	-	3	3	-	2	1	-	3	-	2	1	1	2	-	3	-	3	-	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
都筑区	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
戸塚区	4	-	-	-	-	4	4	-	3	-	1	3	1	2	1	3	-	4	-	4	-	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
栄区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
泉区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
瀬谷区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	36	-	-	4	-	33	3	22	2	11	1	32	4	23	9	3	28	1	35	1	19	16	1	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
川崎区	9	-	-	1	-	9	9	-	3	2	4	8	1	5	3	4	4	-	9	-	3	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
幸区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中原区	3	-	-	-	-	3	3	-	3	-	-	3	-	3	-	3	-	3	-	3	-	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
高津区	4	-	-	-	-	4	4	-	2	1	1	2	2	1	1	2	2	-	3	1	4	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
宮前区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
多摩区	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
麻生区	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小計	18	-	-	1	-	18	18	-	9	3	6	15	3	11	4	4	11	4	17	1	6	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
緑区	2	-	-	-	-	2	2	-	2	-	-	2	-	1	1	2	2	-	2	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
中央区	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
南区	4	-	-	-	-	4	4	-	4	-	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	3	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
小計	7	-	-	1	-	7	7	-	7	-	-	7	-	7	-	7	-	7	-	7	-	3	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	

※営業時間は平日の主な営業時間をい



表3-2 書店(政令市別)

政令市別	副産店舗数		深夜営業		有書図書類【本・雑誌類】取扱い		有書図書類【本・雑誌類】取扱い店舗		18歳未満閲覧禁止の区分陳列方法【本・雑誌等】		有書図書類【映像ソフト】取扱い		有書図書類【映像ソフト】取扱い店舗		18歳未満閲覧禁止の区分陳列方法【映像ソフト】		有書図書類【映像ソフト】取扱い店舗		18歳未満閲覧禁止の区分陳列方法【映像ソフト】		
	合計	その他	有(2時以降閉店)	無(2時までに閉店)	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
政令市計	42	42	3	39	6	6	3	3	31	5	7	35	5	4	2	6	1	1	42	42	
割合(%)	100.0	100.0	7.1	92.9	14.3	14.3	7.1	7.1	86.1	13.9	16.7	83.3	7.1	9.5	4.8	14.3	2.4	100.0	100.0	100.0	
鶴見区	6	6	1	5	1	1	1	1	5	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6	6	
神奈川区	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
西区	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
中区	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
南区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
港南区	4	4	2	2	4	4	4	4	3	1	1	3	1	1	1	1	1	1	4	4	
保土ヶ谷区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
旭区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
磯子区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
金沢区	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
港北区	3	3	3	3	3	3	3	3	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	3	3	
緑区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
青葉区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
都筑区	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	2	2	
戸塚区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
泉区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
瀬谷区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
小計	25	25	2	23	3	3	3	3	18	4	3	22	4	3	2	3	3	25	25	25	
川崎区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
幸区	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	
中原区	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	5	4	4	4	4	5	5	5	
高津区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
宮前区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
多摩区	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
麻生区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
小計	12	12	1	12	2	2	2	2	10	2	2	10	2	2	2	2	2	12	12	12	
緑区	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
中央区	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
相模原区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
小計	5	5	1	4	4	4	4	4	3	1	2	3	2	2	2	2	2	5	5	5	

H30神奈川県社会環境実態調査

政令市別	有書図書類取扱い状況毎年比較		【本・雑誌等】		【映像ソフト】	
	割合(%)	割合(%)	有	有	有	有
政令市計	42	42	36	6	36	6
割合(%)	100.0	100.0	85.7	14.3	85.7	14.3
鶴見区	6	6	5	1	5	1
神奈川区	1	1	1	1	1	1
西区	2	2	2	2	2	2
中区	4	4	2	2	2	2
南区	1	1	1	1	1	1
港南区	4	4	4	4	4	4
保土ヶ谷区	1	1	1	1	1	1
旭区	1	1	1	1	1	1
磯子区	1	1	1	1	1	1
金沢区	1	1	1	1	1	1
港北区	3	3	3	3	3	3
緑区	1	1	1	1	1	1
青葉区	1	1	1	1	1	1
都筑区	2	2	2	2	2	2
戸塚区	1	1	1	1	1	1
泉区	1	1	1	1	1	1
瀬谷区	1	1	1	1	1	1
小計	25	25	22	3	22	3
川崎区	1	1	1	1	1	1
幸区	2	2	2	2	2	2
中原区	5	5	5	5	5	5
高津区	1	1	1	1	1	1
宮前区	1	1	1	1	1	1
多摩区	2	2	2	2	2	2
麻生区	1	1	1	1	1	1
小計	12	12	10	2	10	2
緑区	2	2	2	2	2	2
中央区	2	2	2	2	2	2
相模原区	1	1	1	1	1	1
小計	5	5	4	1	4	1

## 平成30年度社会環境実態調査 実施要領

## 1 調査の目的

青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や青少年保護育成条例の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、市町村や地域の青少年育成者の協力のもと、店舗調査を実施します。

## 2 調査対象・調査項目

対象店舗	調査項目	主な目的
カラオケボックス 〔調査票 様式1、2〕	ア 店名、所在地 イ 営業時間（3区分） ウ 18歳未満深夜入場制限の表示 エ ボックス内の窓の有無 オ ボックス内の鍵の有無 カ 喫煙飲酒関連（自動販売機の有無等）	施設の概要、青少年の深夜立入り制限の状況、業界の自主規制による規制状況等を把握する
インターネットカフェ・まんが喫茶 〔調査票 様式3、4〕	ア 店名、所在地 イ 営業区分 ウ 客席の状況 ・個室及びペアシートの有無 ・個室内の外部からの見通し ・個室内の鍵の有無 エ 営業時間（3区分） オ 18歳未満深夜入場制限の表示 カ フィルタリングその他の適切な措置の有無 キ 18歳未満者の年齢確認の有無 ク 18歳未満者のオープン席の利用 ケ 喫煙飲酒関連（自動販売機の有無等）	施設の概要、青少年の深夜立入り制限の状況、業界の自主規制による規制状況等を把握する
書店 〔調査票 様式5、6〕	ア 店名、所在地 イ 営業区分 ウ 深夜営業の有無 エ 有害図書類等販売の有無 オ 有害図書類等の区分陳列方法 カ 18歳未満者への販売等禁止の表示	有害図書類等の区分陳列状況等を把握する

※書店については、平成28年度実態調査又は立入調査で、有害図書類の取扱がなかった店舗（県が一部データを提示）は、対象から除きます。新規店舗などで有害図書類の有無が不明の場合は、調査対象としてください。

## 3 調査時期

平成30年7月～9月

※ 内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に係る活動の一環として実施するため、7月を調査期間に含みます。



※ 平成 22 年度までは「社会環境実態調査」及び「有害図書類区分陳列等調査」を実施していましたが、平成 23 年度から両調査を統合し「社会環境実態調査」として行っています。

#### 4 調査方法

別紙調査票（様式 1～6）により、地域の調査対象店舗を訪問して調査を行います。

※ 別紙調査票様式 2、4、6 で調査した場合は、各店舗調査結果を、様式 1、3、5 にとりまとめて御報告ください。（独自の様式でも構いません。）

※ 対象店舗については、県が提示する店舗を基本としますが、市町村の状況に応じて選択することも可能です。

#### 5 調査結果の活用

- ・ 県内全域の調査結果は県がとりまとめ、各市町村に提供します。  
（結果概要、報告書等の送付予定 平成31年 2月頃）
  - ・ 調査の結果、条例違反のおそれのある店舗等について、行政職員による立入調査を実施して必要な指導等を行います。立入調査の結果については、各市町村に情報提供いたします。
- ※ なお、違反の状況がはなはだしい場合や、問題性のある店舗については、青少年保護育成条例に基づき、知事に調査、指導を要請することができます。

#### 6 調査票の提出

市町村は管内の調査結果を、様式 1、様式 3 及び様式 5 にとりまとめ、次のとおり提出をお願いします。（電子データ） \*様式 2、4、6 は提出の必要はありません。

市町村	提出先	提出期限
横浜市、川崎市	県青少年課	平成30年11月16日（金）
横須賀三浦地域市町	県横須賀三浦地域県政総合センター	平成30年11月2日（金）
県央地域市町村	県県央地域県政総合センター	
湘南地域市町	県湘南地域県政総合センター	
県西地域市町	県県西地域県政総合センター	

※提出先の一覧は別添のとおり

#### 7 その他

##### ○ 安全対策

県の依頼する活動等の際に事故が起こった場合の補償について明確な定めがなかったことから、平成23年度より、社会環境実態調査については、参加する青少年指導者が全員補償を受けられるよう、県が傷害保険に加入しています。

※ 保険への加入については、4月に照会した市町村の希望状況に応じて調整します。

##### ○ 市町村における独自調査について

各市町村が、地域の状況等を考慮して必要とする場合は、県の依頼する調査対象に加えて対象店舗を追加して調査することができます。

##### ○ 有害図書類区分陳列の権限移譲市町

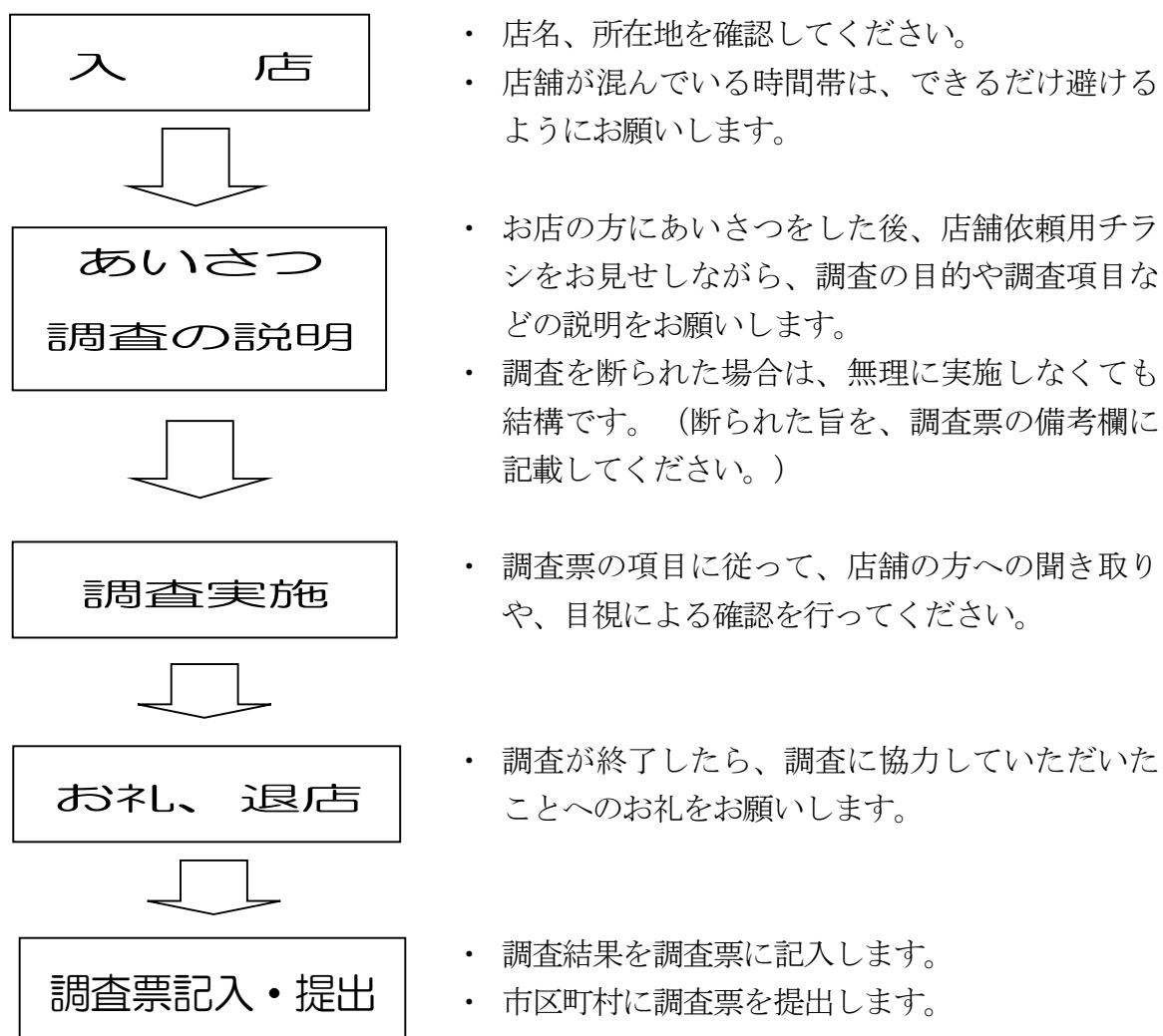
有害図書類の区分陳列に係る権限の移譲を受けた市町（横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、葉山町、開成町、湯河原町、真鶴町）が、書店における有害図書類の区分陳列調査を実施する場合は、県へ調査結果を提供していただきますようお願いいたします。調査結果は、県内全域の区分陳列状況を把握し、関係業界と協議を進める際の資料とさせていただきます。

## 平成30年度社会環境実態調査 調査要領

### 1 店舗での調査の流れ

#### 【訪問前の準備】

- 持参するもの
  - ・ 県や市町村が発行する青少年育成関係者の身分証
  - ・ 調査票、筆記用具
  - ・ 店舗に渡す資料
    - ア 店舗依頼用チラシ（全店舗）
    - イ 平成29年度社会環境実態調査結果



- 調査中に、店舗からの質問、苦情などがあつた場合は、県の青少年課へお問い合わせいただくよう伝えてください。（下記連絡先 ※店舗依頼チラシにも掲載しています。）
- 違反と思われる状態がはなはだしい場合や、問題があると思われる店舗については、ただちに県に調査、指導を要請することができます。

神奈川県 青少年課 地域環境グループ

電話 045-210-3848（直通）

## (1) 全店舗共通事項

- 調査票の各項目は、記入漏れのないよう、できるだけすべて記入してください。  
(不明の項目等があった場合は、後日聞き取りや追加調査を行うなど可能な範囲での対応をお願いします。)
- 調査項目以外に、青少年の健全育成の観点から問題だと思われるような状況があった場合は備考欄に記入してください。
- 調査を断られた場合は、その旨を、調査票の備考欄に記入してください。
- 平成30年4月以降で、かつ本調査実施時期以前に、同様の調査を行っている場合は、その結果を様式1、3、5に転記し、本調査の結果として提出できるものとします。その場合、備考欄に調査時期(月)を記入してください。

### 市町村・県地域県政総合センター集計ご担当の方へ(データの入力について)

県青少年課から送付するエクセルデータには、28年度又は29年度の調査結果を記入していますので、適宜加除修正してください。(様式に新たに入力していただくことも可能です。)

ただし、書店における有害図書類の区分陳列方法の欄については、過去の調査結果に若干の疑義があったことから、一部調査結果について転記せず、空欄にしております。

お手数をおかけしますが、改めて調査いただき、記載をお願いします。なお、調査にあたっては、次ページ以降の留意事項をご確認くださいようお願いします。

※ 各様式の留意事項等は、次ページ以降をご覧ください。

※ 県青少年課から送付するエクセルデータ(電子データ)を基に加除修正を行う際の注意点

#### ・継続店舗

調査項目すべてについて変更等がないか確認の上、変更箇所について加除修正を行ってください。

#### ・調査を実施できない店舗

備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。(調査拒否、休業など)

#### ・新規(開店)店舗

行を追加(挿入)して、備考欄に「新規」と記入し、調査項目すべてを入力してください。

#### ・廃業(閉店)店舗

備考欄に「閉店」と記入し、調査項目欄に斜線を引いてください。

## (2) カラオケボックス〔調査票 様式1、様式2〕

### 1 調査の目的と対象

- カラオケボックスの営業実態について把握し、青少年の深夜外出の防止などの施策に反映させるものです。

### 2 調査票記入上の留意点

項目		留意事項等
店名・所在地		新規・変更があった場合に記入してください。(地番まで)
①深夜営業の状況		「平日」の主な営業時間の状況について○を記入してください。(○は1つ) (例)・閉店時間が午後11時の場合→「午後11時までに閉店(深夜営業なし)」に○ ・閉店時間が午前5時の場合→「午後11時以降閉店(深夜営業あり)」に○ ・終日営業の場合→「24時間営業(深夜営業あり)」に○
②個室の状況	室内が見通せる大きさの窓	各個室に室内が見渡せる大きさの窓があるかを確認し、「有」または「無」に○を記入してください。(○は1つ)
	内鍵	個室に鍵があるか確認し、「有」または「無」に○をしてください。(○は1つ)
③18歳未満者の深夜入場制限の表示		「18歳未満者の深夜入場制限の表示」について確認し、「有」または「無」に○を記入してください。(○は1つ) ※ 表示の例として、県では『神奈川県青少年保護育成条例により、午後11時から翌日午前4時までの間は、18歳未満の方の入場をお断りいたします。』という文案を示していますが、同一趣旨の文面(午後11時以前の入場を規制する文面など)も可とします。
自主規制等店舗の状況	④未成年者の喫煙・飲酒禁止の表示	・喫煙、飲酒の <u>どちらか一方でも禁止表示があれば「有」</u> に○ ・喫煙、飲酒の <u>両方とも禁止表示がなければ「無」</u> に○ (○は1つ)
	⑤たばこ・酒類自動販売機	・たばこ、酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」の <u>どちらかに○を記入してください。</u> (○はそれぞれ1つ) ※ 店内のほか、店の出入口付近にあるものも含まれます。 ・自動販売機が「有」の場合、 <u>成人識別機能の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入してください。</u> (○はそれぞれ1つ)

(3) インターネットカフェ・まんが喫茶〔調査票 様式3、様式4〕

1 調査の目的と対象

- インターネットカフェ・まんが喫茶の営業実態について把握し、青少年の深夜外出の防止などの施策に反映させるものです。

2 調査票記入上の留意点

項目	留意事項等
店名・所在地	新規・変更があった場合に記入してください。(地番まで)
①営業区分	<p>店舗の営業内容について○を記入してください。(○は1つ)</p> <p>▼インターネットカフェ・まんが喫茶</p> <p>▼インターネットカフェのみ</p> <p>▼まんが喫茶のみ</p> <p>※「まんが喫茶」という店舗名称であっても、客がインターネットを使用できる状態にある店舗は、インターネットカフェにも該当しますので、「インターネットカフェ・まんが喫茶」に○をしてください。</p>
②客席の状況	<p>2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の有無について確認し「有」または「無」に○を記入してください。(○は1つ)</p> <p>※2人以上で利用できるブース席とは、周囲に仕切りがあり、独立した区画となる席で、2人以上の客が利用できる席をいいます。(例) ペアシート席、カップルシート席 等</p>
	<p>外部からのペアシート等内部の客の視認</p> <p>外部から、2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)のドアや仕切りが閉まっている状態で、中にある客が見えるか確認し、「可」または「不可」に○を記入してください。(○は1つ)</p> <p>※内部の客の身体が一部でも見える場合は「可」に、客の身体が全く見えない場合は「不可」に○をしてください。</p> <p>※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。</p>
	<p>ペアシート等の内鍵</p> <p>2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の内側に鍵があるか確認し「有」または「無」に○をしてください。(○は1つ)</p> <p>※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。</p>

	③深夜営業の状況	<p>「平日」の主な営業時間の状況について○を記入してください。（○は1つ）</p> <p>（例）・閉店時間が午後11時の場合→「午後11時まで閉店（深夜営業なし）」に○</p> <p>・閉店時間が午前5時の場合→「午後11時以降閉店（深夜営業あり）」に○</p> <p>・終日営業の場合→「24時間営業（深夜営業あり）」に○</p>
条例に基づく措置	④18歳未満者の深夜入場制限の表示	<p>「18歳未満者の深夜入場制限の表示」について確認し、「有」または「無」に○を記入してください。（○は1つ）</p> <p>※ 表示の例として、県では『神奈川県青少年保護育成条例により、午後11時から翌日午前4時までの間は、18歳未満の方の入場をお断りいたします。』という文案を示していますが、同一趣旨の文面（午後11時以前の入場を規制する文面など）も可とします。</p>
	⑤フィルタリングその他の適切な措置	<p>18歳未満がインターネット機器を利用する際、フィルタリングその他の適切な措置がなされているか確認し、「フィルタリング導入」、「その他の適切な方法による措置※」、または「無」に○を記入してください。（○は1つ）</p> <p>※「まんが喫茶のみ」の店舗は調査対象外ですので、欄に斜線を引いてください。</p> <p>※フィルタリングとは、インターネット上の有害サイトへの接続を防止するシステムです。</p> <p>※その他の適切な措置とは、青少年の利用状況を適時確認して注意することができる措置（オープン席のみ利用させ随時巡回する等）をいいます。</p>
自主規制等店舗の状況	⑥18歳未満者の年齢確認	<p>18歳未満と思われる方に対して年齢確認を行っているか確認し、「有」または「無」に○を記入してください。（○は1つ）</p> <p>※「18歳未満者の年齢確認」とは、入店の際に、会員証を必要としたり、身分証等の提示を求めたりすることなどを行うこと</p>
	⑦18歳未満者のオープン席利用	<p>18歳未満に対してオープン席を利用させているか確認し、「有」または「無」に○をしてください。（○は1つ）</p> <p>▼利用させている場合（オープン席のみの店舗を含む）は「有」</p> <p>▼利用させていない場合（ブース席のみの店舗を含む）は「無」</p> <p>※「オープン席」とは、仕切りがなく、周囲から見える席で、「ブース席」とは、周囲をドアや仕切りで囲うなど独立した区画となる席をいいます。</p>
	⑧たばこ・酒類自動販売機	<p>・たばこ、酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入してください。（○はそれぞれ1つ）</p> <p>※ 店内のほか、店の出入口付近にあるものも含まれます。</p> <p>・自動販売機が「有」の場合、<u>成人識別機能の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入してください。</u>（○はそれぞれ1つ）</p>

## カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶について

### 【青少年保護育成条例】

- カラオケボックス、インターネットカフェ(まんが喫茶)では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。(30万円以下の罰金)

深 夜・・・午後11時～午前4時

青少年・・・18歳未満の全ての方(既婚者を除く)

小学生未満の乳幼児も対象となっています。(平成23年4月1日から)

- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。(10万円以下の罰金)

(表示の例)

神奈川県青少年保護育成条例により、午後11時以降は、保護者同伴であっても、18歳未満の方の入場をお断りします

(表示の推奨規格) 縦60cm 横15cm

- 知事は、個室内の見通しが悪いカラオケボックスやインターネットカフェを、青少年に有害な施設として指定することができます。また、指定された施設に青少年を立ち入らせたり、客に接する業務に従事させたりしてはいけません。(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)
- インターネットカフェの事業者は、青少年が利用する端末装置(パソコン)に、フィルタリングその他の適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

### 【青少年喫煙飲酒防止条例】

(この条例で青少年とは、20歳未満の全ての方)

- 販売事業者は、自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置(成人識別装置)を講じなければいけません。

### 【業界の自主規制】

#### ●カラオケボックス

日本カラオケボックス協会(任意加入)では、年齢の確認(未成年者と思われる者に対しては、身分証明書の掲示を求め、年齢を確認する)、利用時間の制限(16歳未満の利用者は午後6時以降、18歳未満の利用者は午後10時以降利用させない)、営業室の開口部(窓)と明るさの確保などの取組が行われています。(日本カラオケボックス協会「自主規制基準」より)

#### ●インターネットカフェ・まんが喫茶

日本複合カフェ協会(任意加入)では、年齢の確認(利用客を入店させるに際し、会員証により、その年齢を確認するものとする)、客席の取扱い(18歳未満の利用客に対しては、オープン席を利用させるものとする)、利用時間の制限(16歳未満の利用客には午後8時以降、18歳未満の利用客に対しては午後10時以降の利用を認めないものとする)、青少年に有害なインターネット上のコンテンツ対策などの取組が行われています。(日本複合カフェ協会「運営ガイドライン」より)

#### (4) 書店〔調査票 様式5、様式6〕

##### 1 調査の目的と対象

- 書店における有害図書類等の区分陳列の実施状況や青少年への販売・閲覧制限の表示について把握し、有害図書類等の青少年への販売禁止等の徹底などの施策に反映させるものです。

##### 2 調査票記入上の留意点

項目	留意事項等
店名・所在地	新規・変更があった場合に記入してください。(地番まで)
①深夜営業の有無	<p>平日の主な営業時間の状況について、「午後11時までに閉店」する場合は、深夜営業「無」に、「午後11時以降に閉店」する場合は深夜営業「有」に○を記入してください。</p> <p>(○は1つ)</p>
②有害図書類の取扱いの有無	<p><b>【図書類について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書類とは、書籍、雑誌、映像ソフト（DVD、ブルーレイディスクなど）及び家庭用ゲームソフトのことをいいます。</li> </ul> <p><b>【有害図書類（家庭用ゲームソフトを除く）について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害図書類の取扱いの有無について、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」それぞれに○をつけてください。</li> <li>※図書類自体の販売がない場合も「無」としてください。</li> <li>・本調査では、書籍・雑誌等にビニール包装・ひも掛け・2か所のシール止め等がされている図書類を有害図書類とみなします。</li> <li>※これらの図書類のうち、雑誌の付録等が散乱しないための包装等で、明らかに有害図書と思われないものは除きます。</li> <li>※パチンコ雑誌、競馬雑誌、包装していない週刊誌などは、本調査における有害図書類にあたりません。</li> <li>・有害図書類と思われるもので、包装や区分陳列がされていない場合は、調査票の備考欄に書籍・雑誌の名称、出版社名を記入してください。</li> <li>・映像ソフトについては、本調査では、成人指定、成人向け等の記載のあるものを有害図書類とします。</li> </ul>
③有害図書類の区分陳列方法	<p>調査票のイラストを参考に、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」、それぞれの区分陳列方法に○を記入してください。(○は複数可)</p> <p>「有害図書類販売物」が「無」の場合は、○の記入は必要ありません。</p> <p>※店舗の自主規制として、仕切り板の内側にパチンコ雑誌、競馬雑誌、包装していない週刊誌など成人向け図書類を配架している場合は、混在しているとみなしません。</p>



	<p>※区分陳列の方法について</p> <p>昨年度までは「間仕切り等」としていた区分陳列方法について、「壁や棚で囲まれた場所にまとめて陳列」に記載を変更しました。これは、「仕切り板の中にまとめて陳列」との違いを明確にするため、空間として完全に仕切られた場所に保管されていることを指します。例えば、DVD販売店などで、商品ラックや壁で仕切られた有害図書類のコーナーなどがこれに当たり、一般図書の売場から中が見えないように入口にカーテン等を設けているものです。書店では、あまり例がないと思われるので、その点を踏まえて調査をお願いします。</p>
<p>④18歳未満への販売貸付等禁止の表示</p>	<p>有害図書類の陳列場所に、青少年に販売等が禁止されている旨の表示があるか確認し、「本・雑誌・コミック」、「映像ソフト」それぞれの区分ごとに「有」「無」のどちらかに○をつけてください。（○は1つ）「有害図書類の取扱い」が「無」の場合は、「○」の記入は必要ありません。</p> <p>※表示例：18歳未満の方に対して、ここに陳列してある書籍、雑誌を販売したり閲覧させることは禁止されています。</p>
<p>⑤備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査協力が得られなかった場合は、「調査への協力拒否」の口にチェックしてください。</li> <li>・対象店舗が廃業、営業区分の変更をしていた場合は、備考欄にその旨を記入してください。また、周辺に新たに店舗が開業した場合も、その旨記載願います。</li> </ul>



- ② シール止めやビニール包装などをした上で、他の図書の棚と 60 cm以上離れた棚にまとめて陳列
  - ③ シール止めやビニール包装などをした上で、10 cm以上張り出した仕切板の中にまとめて陳列
  - ④ 従業員が常駐するカウンターやレジの上や内側にまとめて陳列
- 有害図書類の陳列場所に、次のような表示を見やすい文字で掲示しなければなりません。

(表示の例)

18歳未満の方に対し、ここに陳列してある書籍、雑誌を販売したり閲覧させることは禁止されています。

- 書店、古書店、コンビニエンスストアなどでは、有害図書類の表紙が店の外部から見えないように陳列するように努めなければなりません。



店名・所在地 新規・変更があった場合に記入してください。(地番まで)

①営業区分 店舗の営業内容について○を記入(○は1つ)

②深夜営業の状況

「平日」の主な営業時間の状況について○を記入(○は1つ)

- ・午後11時までに閉店(深夜営業なし) (例)閉店時間が午後10時等の場合は、「午後11時までに閉店(深夜営業なし)」に○
- ・午後11時以降に閉店(深夜営業あり) (例)閉店時間が午前0時等の場合は、「午後11時以降閉店(深夜営業あり)」に○
- ・24時間営業(深夜営業あり) (例)終日営業している場合は、「24時間営業(深夜営業あり)」に○

③個室の状況

●室内が見通せる大きさの窓

各個室に室内が見通せる大きさの窓があるかを確認し、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

●内鍵

個室に鍵があるか確認し、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

④条例に基づく措置「18歳未満者の深夜入場制限の表示」

18歳未満の深夜入場を制限する表示があるか確認し、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

⑤未成年者の喫煙・飲酒禁止の表示

・「喫煙」「飲酒」のどちらか一方の禁止表示があれば「有」に○

・「喫煙」「飲酒」の両方とも禁止表示がなければ「無」に○

⑥たばこ・酒類の自動販売機

たばこ、酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入(○はそれぞれ1つ)  
(店内のほか、店の出入口付近にあるものも含む)

たばこ、酒類の自動販売機の設置状況で「有」に○を記入した場合、それぞれの自動販売機の成人識別機能の設置状況について、「成人識別装置」  
「有」「無」のどちらかに○を記入(○はそれぞれ1つ)。

※たばこ、酒類の自動販売機の設置状況で「無」に○を記入した場合は記入しません。

#### 集計に際しての注意点

・調査を実施できない店舗:備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。

・廃業(閉店)店舗:備考欄に「閉店」の旨記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。

・新規(開店)店舗:行を追加(挿入)し、備考欄に「新規」の旨記入の上、調査項目すべてを入力してください。

※継続店舗:調査項目すべてについて変更等がないか確認の上、変更箇所について加除修正を行ってください。



【記入例 様式3】

店名・所在地 新規・変更があった場合に記入してください。(地番まで)

① 営業区分 店舗の営業内容について○を記入(○は1つ)

インターネットカフェ及びまんが喫茶、 インターネットカフェのみ、 まんが喫茶のみ

※「まんが喫茶」という店舗名称であっても、客がインターネットを使用できる状態にある店舗は「インターネットカフェ・まんが喫茶」に該当

② 深夜営業の状況

「平日」の主な営業時間の状況について○を記入(○は1つ)

・午後11時までに閉店(深夜営業なし) (例) 閉店時間が午後10時等の場合は、「午後11時までに閉店(深夜営業なし)」に○

・午後11時以降に閉店(深夜営業あり) (例) 閉店時間が午前0時等の場合は、「午後11時以降閉店(深夜営業あり)」に○

・24時間営業(深夜営業あり) (例) 終日営業している場合は、「24時間営業(深夜営業あり)」に○

③ 客席の状況

●【2人以上で利用できるブース席(ペアシート等)】

2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の有無について確認し、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

※2人以上で利用できる ブース席とは、周囲に仕切りがあり、独立した区画となる 席で、2人以上の客が利用で きる席 (例) ペアシート席、カップルシート席

●【外部からのペアシート等内部の客の視認】

外部から、2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)のドアや仕切りが閉まっている状態で、中にいる客が見えるか確認し、「可」または「不可」に○を記入(○は1つ)

※内部の客の身体が一部でも見える場合は「可」に、客の身体が全く見えない場合は「不可」に○

※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

●【ペアシート等の内鍵】※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の内側からの鍵について「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

④ 18歳未満者の深夜入場制限の表示

18歳未満の深夜入場を制限する表示があるか確認し、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

⑤ フィルタリングその他の適切な措置

18歳未満がインターネット機器を利用する際、フィルタリングその他の適切な措置がなされているか、「フィルタリング導入」、「その他の適切な方法による措置※」または「無」に○を記入(○は1つ)

※「まんが喫茶のみ」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

※その他の適切な方法による措置とは、青少年の利用状況を適時確認して注意することができる措置(オープン席のみ利用させ随時巡回する等)をいいます。

⑥ 18歳未満者の年齢確認

18歳未満と思われる方に対して年齢確認を行っているか、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)(年齢確認＝会員証の発行、身分証の提示など)

⑦ 18歳未満者のオープン席利用

18歳未満に対してオープン席を利用させているか、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)(オープン席＝仕切りがなく、周囲から見える席)

⑧ たばこ・酒類の自動販売機

たばこ、酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入(○はそれぞれ1つ)(店内のほか、店の出入口付近にあるものも含む)

たばこ、酒類の自動販売機の設置状況で「有」に○を記入した場合、それぞれの自動販売機の成人識別機能の設置状況について、「成人識別装置」「有」「無」

のどちらかに○を記入 ※たばこ、酒類の自動販売機の設置状況で「無」に○を記入した場合は記入しません。

集計に際しての注意点

・調査を実施できない店舗:備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。

・廃業(閉店)店舗:備考欄に「閉店」の旨記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。

・新規(開店)店舗:行を追加(挿入)し、備考欄に「新規」の旨記入の上、調査項目すべてを入力してください。

・継続店舗:調査項目すべてについて変更等がないか確認の上、変更箇所について加除修正を行ってください。





平成30年度社会環境実態調査 調査票（有害図書类等）

市区町村	〇〇市	調査月日	7月 11日
店舗名	〇〇店	店舗番号	1
所在地	〇〇町1-2-3		
営業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 古書店 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 閉店		2
深夜営業	<input checked="" type="checkbox"/> 午後11時までに閉店 <input type="checkbox"/> 午後11時以降閉店（24時間営業含む）		3

※有害図書類とみなすもの（詳細についてはマニュアル参照）

- 書籍・雑誌・・・ビニール包装、ひも掛け、2か所シール止め等のある成人向け書籍
- 映像ソフト・・・成人指定、成人向け等の記載があるもの  
（参考）記載マーク例 ----->

※家庭用ゲームソフトは裏面に記入



(1) 有害図書類の有無、区分陳列方法及び表示の有無  
(1～4は複数チェック可)

有害図書類の取扱い（いずれかに「○」）	本・雑誌 コミック	映像ソフト DVD・ビデオ等
	1無・2有	1無・2有

↓「有」の場合は、以下の項目も確認

有害図書類の区分陳列方法 (該当するものを「○」) (複数選択可)	区分陳列有	1 10cm以上張り出した仕切板の中にまとめて陳列(成人図書仕切板など)	○	
		2 他の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列		5
		3 壁や棚で囲まれた場所にまとめて陳列		
		4 従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列		○
		5 区分陳列がされていない		
表示	18歳未満への販売や貸付等禁止の表示	1有・2無	1有・2無	6

有害図書の区分陳列方法



(2) 備考

7

調査への協力拒否

店舗名・所在地 新規・変更があった場合に記入してください。(地番まで)

- ① 営業区分 書店の他に独自調査を行う場合は、「・その他( )」に営業区分を記入してください。

なお、閉店店舗については、調査項目の記載は不要です。

③ 深夜営業の有無

- ・平日の主な営業時間の状況について、「午後11時までに閉店」する場合は、深夜営業「無」に、「午後11時以降に閉店」する場合は深夜営業「有」どちらか一つにチェックしてください。

④ 有害図書類販売物の有無

【有害図書類(家庭用ゲームソフトを除く)について】

- ・有害図書類の販売の有無について、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」それぞれに○をつけてください。
- ※「本・雑誌・コミック」、「映像ソフト」自体の販売がない場合は「無」に○をつけてください。
- ・本調査では、書籍・雑誌等にビニール包装・ひも掛け・2か所のシール止め等がされている図書類を有害図書類とみなします。
- ・有害図書類と思われるもので、包装や区分陳列がされていない場合は、調査票の備考欄に書籍・雑誌の名称、出版社名を記入してください。
- ・映像ソフトについては、本調査では成人指定、成人向け等の記載のあるものを有害図書類とします。

⑤ 有害図書類等の区分陳列方法

- ・調査票のイラストを参考に、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」、それぞれの区分陳列方法に○を記入してください。(○は複数可)
- ※ 3については、昨年度までは「間仕切り等」としていましたが、「壁や棚で囲まれた場所にまとめて陳列」に記載を変更しました。これは、「仕切り板の中にまとめて陳列」との違いを明確にするため、空間として完全に仕切られた場所に保管されていることを指します。例えば、DVD販売店などで、商品ラックや壁で仕切られた有害図書類のコーナーなどがこれに当たり、一般図書の売場から中が見えないように入口にカーテン等を設けているものです。書店では、あまり例がないと思われるので、その点を踏まえて調査をお願いします。
- ・有害図書類販売物がない場合は、○の記入は必要ありません。

※店舗の自主規制として、仕切り板の内側にパチンコ雑誌、競馬雑誌、包装していない週刊誌など成人向け図書類を配架している場合は、混在しているとみなしません。

⑥ 18歳未満への販売等禁止の表示

- ・有害図書類の陳列場所に、青少年に販売、閲覧等が禁止されている旨の表示があるか確認し、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」ごとに「有」「無」のどちらかに○をつけてください。(○はそれぞれ1つ) 有害図書類の取扱がない場合は「○」の記入の必要はありません。

⑦ 備考

- ・調査協力が得られなかった場合は、「調査への協力拒否」の□にチェックしてください。
- ・対象店舗が廃業、営業区分の変更をしていた場合は、備考欄にその旨を記入してください。また、周辺に新たに店舗が開業した場合も、その旨記載願います。